

第430回（定例）福崎町議会会議録

平成22年6月14日（月）
午前9時30分開 会

1. 平成22年6月14日、第430回（定例）福崎町議会は、福崎町役場に招集された。

1. 出席議員 16名

1番	松岡秀人	9番	吉識定和
2番	牛尾雅一	10番	石野光市
3番	宮内富夫	11番	小林博
4番	釜坂道弘	12番	東森修一
5番	福永繁一	13番	富田昭市
6番	志水正幸	14番	北山孝彦
7番	難波靖通	15番	高井國年
8番	広岡史郎	16番	宇崎壽幸

1. 欠席議員（なし）

1. 事務局より出席した職員

事務局 長 中塚保彦 主 査 澤田和也

1. 説明のため出席した職員

町 長	嶋田正義	副 町 長	橋本省三
教 育 長	高寄十郎	技 監	中島勉
会 計 管 理 者	牛尾敏博	総 務 課 長	尾崎吉晴
企 画 財 政 課 長	近藤博之	税 務 課 長	山口省五
住 民 生 活 課 長	松岡英二	健 康 福 祉 課 長	高松伸一
ま ち づ くり 課 長	志水利雄	産 業 課 長	井上茂樹
下 水 道 課 長	後藤守芳	水 道 課 長	豊國明紀
社 会 教 育 課 長	山下健介	学 校 教 育 課 長	志水清二

1. 議事日程

第 1 閉会中の所管事務調査報告
第 2 質疑
第 3 討論・採決
第 4 選挙管理委員及び同補充員の選挙
第 5 委員会付託

1. 本日の会議に付した事件

日程第 1 閉会中の所管事務調査報告
日程第 2 質疑
日程第 3 討論・採決
日程第 4 選挙管理委員及び同補充員の選挙
日程第 5 委員会付託

1. 開会及び開議

議 長 皆さん、おはようございます。
ただいまの出席議員数は16名でございます。
定足数に達しております。よって、本日の会議を開きます。

日程第1 閉会中の所管事務調査報告

議 長 日程により、閉会中の所管事務調査報告に入ります。
各委員長からそれぞれ報告を受けてまいります。
それでは、総務文教常任委員会から報告をお願いします。
総務文教常任委員長 東森修一君。

東森総務文教 皆さんおはようございます。

常任委員長 総務文教常任委員会から閉会中の委員会報告をいたします。

去る4月26日、町長、副町長、教育長、会計管理者、関係担当課長出席のもと委員会を開催、各課から報告を受けました。

総務課からは、女性の意見等を町政に反映することを目的とした女性委員会設置要綱について、期日前投票所投票立会人の公募を目的とする選任要綱について、選挙管理委員及び同補充員の選挙について報告を受けました。避難勧告等の判断・伝達マニュアルについて、別冊により説明を受けました。これは事務局で保管してあります。

企画財政課からは、4月1日改正による行政組織の機構改革について、駅前駐車場の契約状況について、平成22年度地域づくり推進事業について、町有地の売り払い結果について、平成21年度末見込みの積立基金の状況及び土地開発基金運用の状況について、一般競争入札等参加資格申請の受付状況及び一般競争入札、田原第3汚水幹線渠工事（第2工区）を平成22年4月21日公告し、5月28日に入札予定との報告を受けております。

平成21年度末見込みの積立基金の状況及び土地開発基金状況については、平成22年3月11日に大門区自治会を地縁団体による団体として認可し、3月15日に告示したとの報告を受けました。

福崎町第4次行政改革について、行政改革大綱（案）及び実施計画（案）について別冊により報告を受けました。それも事務局に保管してあります。

出納室からは、平成21年度歳入歳出計算書（平成22年3月31日現在）について、平成21年度用品調達基金運用状況についての報告を受けました。

税務課からは、平成21年度税等の徴収実績及び住宅資金貸付事業の収入状況について、電話督促及び夜間徴収の実施計画、個人住民税等整理回収チームによる滞納整理状況について、滞納整理対策委員会を5月11日に開催予定であり、合同徴収等平成22年度の取り組みについて検討するとの報告を受けました。

学校教育課からは、田原小学校体育館の耐力度調査結果、福崎小学校の入札結果、田原小学校、福崎小学校及び福崎東中学校の耐震改修工事の執行状況と今後のスケジュールについて、保育所の保育料及び年度途中入所児童の保育料適用年齢の見直し、平成22年度保育所入所状況について、次世代育成支援対策後期行動計画及び八千種小学校校区地域ボランティアの募集について、自然学校について、全国学力・学習状況調査についての報告を受けました。

社会教育課からは、平成21年度図書館利用状況、文化センター耐震診断等の結果、第4回辻広場まつり実施状況について、NHKラジオカー中継車の来訪についての報告を受けました。

続いて、5月31日副町長以下、関係者出席のもと、第2回目の委員会を開催し、各課からの報告を受けました。

総務課からは、行政懇談会について、6月中旬から人権等学習会とあわせて開催するとの報告を受けました。サルビア賞、クロガネモチ賞の善意賞について、町制施行55周年記念町勢要覧の制作について、役場庁舎3階議場照明改修工事の入札結果について、平成22年5月23日から24日にかけての豪雨における対応及び被害状況について、公募による期日前投票立会人の申し込み状況についての報告を受けました。

企画財政課からは、平成22年度の国勢調査についての報告を受けました。調査区は103調査区、調査員は71人であり、調査員の任期は9月1日から10月31日であるとの報告でした。6月定例議会に平成21年度兵庫県町土地開発公社事業報告及び福崎町一般会計予算繰越明許費に係る繰越計算書を上程予定との報告を受けました。

出納室からは、平成21年度歳入歳出計算書及び平成22年度歳入歳出計算書（平成22年4月30日現在）についての報告を受けました。

税務課からは、平成22年度自動車税の納入通知書について、5月11日に発付し、課税台数は8,413台で、5月31日を納期限とする、平成22年度住民税特別徴収の税額決定通知書については、発付日は5月10日で、対象事業者数は1,649事業所である。平成22年度税及び介護保険料の納入通知書について、6月30日を納期限とし、6月16日に発付する。平成22年度後期高齢者医療保険料の納入通知書について、8月2日を納期限とし、7月16日に発付する。国税徴収法により、動産を差し押さえたとの報告を受けました。

学校教育課からは、学校教育施設の耐震改修工事の執行状況について、八千種小学校地域教育推進委員会について、平成22年度児童・生徒・園児数等について、5月24日の大雨により警報が発令されたため、町内幼・小・中学校が臨時休校したとの報告を受けました。

社会教育課からは、福崎町美術展への出展及び審査結果について、大庄屋三木家の設計監理業務の見積結果について、財団法人柳田國男・松岡家顕彰会の解散について、東広畑古墳から出土した装飾付太刀について、人権・青少年健全育成自治会研修会の開催についての報告を受けました。報告の中で議論になったのは、女性委員会についてです。婦人会が衰退したため、女性委員会を立ち上げ、女性問題及び町政に対する女性の率直な意見、提言を積極的に求め、女性の持つ豊かな感性や生活体験を通じた視点による意見等を町政に反映させることを目的に設置するが、委員会の進め方はどうか、何でも順番に言うのか、意見書を書いてもらうのかとの問いがあり、町のほうからは、情報提供をし、意見を聞くようにするとのことでした。町内の施設見学なども取り入れるそうです。また委員から、区長会に推薦をお願いするということがだが、年齢構成が偏ってしまうのではないかと問いがあり、ばらけたほうが望ましいと思うが、そこまで要請はしていないとのことでした。一般の女性が町長や町の幹部に直接話をする機会は少ないと思いますので、この機会に意見や提言をしていただきたいとのことでした。

あと、5月23、24日の豪雨についての問いが主なものでありましたが、これについては民生常任委員会からの報告があると思いますので、そちらにお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長 次は、民生常任委員会から報告をお願いします。

民生常任委員長 石野光市君。

石野民生 民生常任委員会から、さきの3月定例会以降の所管事務調査について報告を
常任委員長 いたします。

まず、4月27日に副町長、担当課長出席のもと、所管事務調査を行いました。
住民生活課から、資料1から3ページにあるように、公害防止協定に基づく協議について、株式会社マンダム福崎工場の平成22年4月1日付の協議書について説明を受けました。省エネ目的に2台のコンプレッサーを更新する工事についてのものです。委員会として全員賛成で了承することとしました。

続いて、中播衛生センター基幹改良工事入札結果について、4ページの資料で説明を受けました。公募を行い、数社から問い合わせがあったが、応札はクボタ環境サービス株式会社大阪支社1社となり、予定価格10億2,585万円に対し、9億9,750万円の落札金額となったというものであります。

姫路市のエコパークあぼしの地下から発生したガスによる爆発事故以後の焼却炉停止に伴い、4ページの資料のとおり、くれさかクリーンセンターで4月12日から当分の間、家庭系可燃ごみについて日最大65トン、木製品類について1日当たり約8トンを受け入れしているとのことでありました。ほかに神戸市、加古川市、明石市の各施設、揖龍クリーンセンターも分担していくというものであります。

5ページの資料のとおり、使用済天ぷら油の回収について、5月1日から町内3カ所の店舗と役場、文化センター、八千種研修センターで回収を開始しているとのことでありました。

水害・土砂災害を想定した、避難勧告等の判断・伝達マニュアルの配付と説明を受けました。市川、七種川、雲津川について判断基準が示され、また土砂災害については、土石流の警戒区域31カ所、崖崩れの警戒区域61カ所について、既に公表されているハザードマップに示されているとおりですが、避難勧告等の発令判断基準と留意事項などが掲載されているもので、事務局に保管しております。

グローリー機器株式会社福崎工場から、グローリープロダクツ株式会社への社名変更、本社移転、代表者変更について、6ページの資料の届け出があったとの報告を受けました。

消防団、庄分団の真空ポンプの故障により、小型動力ポンプを購入するとの報告を受けました。平成14年購入のもので、4月に故障したということでした。

当面の行事予定については、表紙のとおり報告がありました。

健康福祉課から7ページのとおり、21年度巡回バスについて及び8ページのとおり文珠荘の利用状況について報告を受けました。

9ページの資料で、中学生へのこども医療費の助成受給者証の交付状況について、報告を受けました。

町婦人会の解散により、日赤奉仕団が行っていたひとり暮らし高齢者給食サービス事業について、9ページのとおり、町内の4業者に40食ずつ計160個の調理弁当を各自治会に弁当配達協力者を依頼して、毎月1回役場から各高齢者宅まで安否確認を兼ね、手渡ししてもらうというものです。

10ページの資料で、22年度の特定基本健康診査、がん検診等の日程及び申込状況、11ページの資料で、ヒブワクチン等の予防接種の助成について報告を受けました。

災害時要援護者避難支援プランについて、4月1日から施行しているもので、委員会で配付し報告を受けました。冊子は事務局に保管しています。

当面の行事予定について、表紙のとおり報告がありました。

水道課からは、21年度工事及び業務執行状況について12ページ、また、21年度業務執行状況について13ページの資料で説明がありました。12ページは工事執行状況です。14ページの資料で、22年度工事執行状況について報告がありました。15ページの資料のとおり、21年度工事繰越状況について、長目雨水幹線工事に伴う配水管入れかえ工事が報告されました。平成21年度水質検査結果について、15ないし20ページの資料で報告がありました。

また、町水道事業リスク管理耐震調査業務報告があり、13ページの一部を示しております。

5月26日、町長、副町長、担当課長出席のもと、委員会を開き、所管事務調査を行いました。

住民生活課から、公害防止協定に基づく協議として、株式会社マンダム福崎工場の平成22年5月12日付の協議書について、1ないし5ページの資料で説明を受けました。エアゾール工場の危険物施設について、部分規制から一棟規制への変更という消防指導により、必要な工事を実施するためとして、非常電源用発電機の新設と散水ポンプ設備の移設により32.48平米、緑地面積が減少するが、緑地面積は27.26%となるというものです。委員会として全員賛成で了承することとしました。

子ども手当の受給者数及び基礎算定児童数（5月20日締め切り分）について、6ないし7ページの資料で説明を受けました。

5月16日に行われた消防団操法大会の結果について、報告書の表紙のとおり報告を受けました。

7ページの資料で、5月23日から24日にかけての豪雨の対応経過と被害状況について、報告を受けました。23日1時から24日12時にかけて、総雨量238ミリ、24日5時から6時までの1時間最大雨量40.0ミリを記録しています。5月24日17時現在まとめで、家屋については床下浸水23件、農地7件、農業用施設7件の被害状況との報告がありました。

4月27日の報告のあった姫路市のエコパークあぼしの焼却炉の運転再開により、特別に4月12日からくれさかクリーンセンターで受け入れしていた分については、5月19日までで終了したとの報告がありました。

当面の行事予定については表紙のとおり報告がありました。

健康福祉課から、国民健康保険事業特別会計の21年度決算見込みについて、8ないし10ページの資料で説明がありました。福崎町国民健康保険の生活習慣病の現状と題する冊子の配付を受け、説明を受けました。各戸に配付し、改善の啓発に努めるとのことでありました。また、11ページの資料で、国民健康保険税条例の一部改正について、臨時議会に上程すると報告を受けました。

12から13ページの資料で、町食育推進計画の策定スケジュールについて報告を受けました。食育アンケート実施報告書の配付を受け、説明がありました。この報告書は事務局に保管しています。

13から14ページの資料で、認知症予防教室「脳の健康教室」概要について説明を受けました。

6月定例議会に、町福祉医療費助成条例の一部改正及び町国民健康保険条例の一部改正について、上程予定と報告を受けました。

当面の行事予定については、表紙のとおり報告がありました。

水道課からは21年度、22年度の工事及び業務執行状況について、それぞれ15、16ページの資料で報告を受けました。

以上をもって、民生常任委員会からの報告といたします。

議 長 次は、産業建設常任委員会から報告をお願いします。

産業建設常任委員長 北山孝彦君。

北山産業建設 失礼します。

常任委員長 産業建設常任委員会から、議会閉会中の調査報告を行います。

委員会は、4月30日、6月3日に、町長、副町長、技監、関係担当課長出席のもと、各課からの報告を受けました。

4月30日の報告をいたします。

産業課から1件の協議事項がありました。

株式会社マンダム福崎工場の平成22年4月1日付の工事立地変更届で、内容は省エネを目的とした2台のコンプレッサー更新工事であります。全員賛成で了承いたしました。

産業課からの報告事項であります。

平成21年度事業委託・工事進捗状況（県営事業含む）について、報告を受けました。千束水路改修工事は工期内完成とのことで、現場視察を行いました。

株式会社もちむぎ食品センター第21期事業報告について、報告を受けました。

グローリー機器株式会社福崎工場から、グローリープロダクツ株式会社への社名変更、本社移転、代表者変更の届出がありました。

農林水産省・ため池百選に西光寺野台地のため池群が選定されたとの報告を受けました。

平成21年度地方の元気再生事業の事業経過及び進捗について、報告を受けました。

「（仮称）道の駅ふくさき」地域振興施設計画概要について、報告を受けました。

有限会社あけぼの企画訴訟の経過について、報告を受けました。次回第9回弁論は平成22年6月3日に開催予定とのことです。

森林組合の広域合併目的、課題も含めた経営基盤の強化と今後の合併スケジュールについて、報告を受けました。

まちづくり課からの報告事項であります。

平成21年度工事・業務委託執行状況について報告を受け、町道中島井ノ口線、町道高橋中寺線、駅前児童ふれあい広場、JR福崎駅前駐車場の現場視察を行いました。

福崎小学校耐震改修工事及び平成22年度工事入札結果について、報告を受けました。

福崎駅周辺整備推進室の設置について、報告を受けました。

福崎ユニバーサル推進地区（JR福崎駅周辺）活動計画について、報告を受けました。

避難勧告等の判断・伝達マニュアル及び災害時要援護者避難支援について、報告を受けました。

社会資本整備総合交付金の概要について、報告を受けました。

平成22年度道路改良事業に対する国庫補助等の内定状況について、報告を受けました。委員から、工事進捗の影響はあるのかとの質問に、道路整備土地改良事業に影響する補助整備関連の事業についても、県に要望していきたいとの答弁がありました。

文化センター耐震診断、田原小学校体育館耐力度調査結果について、報告を受けました。

平成21年度交通広場（駐輪場・バスロータリー）の利用状況について、報告

を受けました。

神姫バス株式会社からの福崎駅前～粟賀線路線運行休止の意向申し出について、報告を受けました。

県事業（道路・河川等）の取り組み状況について、報告を受けました。

下水道課からは、平成21年度及び平成21年度繰越工事の執行状況について報告を受け、川すそ雨水幹線渠工事の現場視察を行いました。

平成21年度委託業務執行状況について、報告を受けました。

下水道接続状況（平成22年3月末現在）及び山崎地区の一部供用開始区域について、報告を受けました。

田原第3汚水幹線渠工事（第2工区）の発注予定について、報告を受けました。

技術開発の研究のため、省エネ型膜分離活性汚泥法のプラント実験を、福崎浄化センター地内で実施したい旨の許可願（案）について、報告を受けました。

汚水・雨水及び財政を見据えた公共下水道事業効率化計画について、報告を受けました。

6月3日の報告をいたします。

産業課から1件の協議事項がありました。

株式会社マンダム福崎工場の平成22年5月12日付の工事立地変更届に基づく協議について、説明を受けました。屋外消火栓用ポンプを変更、非常電源用発電機設置及び高圧ガス施設用散水ポンプ設備移設工事であります。委員会として全員賛成で了承いたしました。

産業課からの報告事項であります。

平成21年度工事進捗状況及び県営事業進捗状況と事業箇所位置図について、報告を受けました。

株式会社もちむぎ食品センター第21期事業報告について、報告を受けました。

平成22年度松食い虫航空防除事業実施区域及び散布日・散布面積について、報告を受けました。

5月23日から24日にかけての豪雨により被災した農地・農業用施設等災害復旧事業について、報告を受けました。

「（仮称）道の駅ふくさき」の基本構想、計画等における県事業評価委員会での審議及び今後の計画スケジュール等進捗状況について、報告を受けました。

福崎町食育推進計画策定の実施状況及び計画スケジュールとともに、昨年度実施した食育アンケート結果について、報告を受けました。「食育はまちづくりの基本であり、健康が大切」、「学力にも影響する」、「町では給食の共同処理を行っているが、地元の食材提供が必要」、「その指標、方向性は」との質問があり、「給食推進会議で生産者も参加いただいている」、「納入業者には1カ月前に発注しているが提供可能な数量については地元組織で納入いただいている」との回答がありました。

まちづくり課からの報告事項であります。

平成21年度工事・業務委託執行状況について、工事位置図と工程表とともに報告を受けました。

測量設計業務委託入札結果について、報告を受けました。

福崎駅周辺整備の推進等に関する駅前区役員との意見交換会の協議内容について、報告を受けました。

5月23日から24日にかけての豪雨による被害状況について、被災箇所図とともに報告を受けました。

気象情報・注意報発表区分の変更について、報告を受けました。

主要な新規着手道路改良事業のスケジュールについて、報告を受けました。

町道駅高橋線道路改良事業に係る福伸電機株式会社との土地売買に関する契約変更について、報告を受けました。補償額の支払額合計は契約どおりであります。雲津川の量水標設置と水防関係の当面の行事予定について、報告を受けました。下水道課からの報告事項であります。

平成21年度工事執行状況（繰越分）について、報告を受けました。

平成22年4月末の下水道接続状況について、報告を受けました。

田原第3汚水幹線管渠工事（第2工区）等の入札結果について、報告を受けました。

公共下水道の汚水計画及び財政計画と雨水計画との現状について、報告を受けました。

以上で産業建設常任委員会からの報告を終わります。

議長 次は、議会運営委員会から報告をお願いいたします。

議会運営委員長 小林 博君。

小林 議会 失礼をいたします。

運営委員長 既に配付をいたしておりますように、4月7日、3月議会の反省会を中心にして議会運営委員会を行いました。

短く3項目にわたって審議しておりますけれども、会議の時間は結構ちょうどお昼いっぱいまでかかるほど、話はいろいろと出たわけでごさいます、引き続き議会の活性化と、そして住民の皆さん方との距離をもっともっと縮めていって、そして本来の住民代表の議会としての役割が果たせるようにということで、皆さん非常に熱心に御協議をいただいたわけでごさいます。

委員以外の議員の皆様方の御意見、住民の皆さん方から聞いておられる御意見も、ぜひ我々のところにもお聞かせをいただければ、今後の審議の参考にしていきたいというふうに思っております。

3月議会のことですが、それまでのことでも、議会のライブ中継を昨年からはじめておりますけれども、放映場所が限定をしているということ、それから月曜日は必ず本会議があるのでありますが、文化センターが休館日であったり、あるいは八千種研修センターは水曜日が休みであったりとか、いろいろそういうこともございまして、もう一工夫できないかなというふうに検討も始めておるところでございまして。

それから一般質問等のときに、議場内にモニター画面を増設することもやってもよいのではないかというふうな検討もしようということにいたしております。

それから関連して、このマイク位置の若干の微調整なども含めて、既に今回それはやらせていただいておりますけれども、そんな細かなことも検討をいたしております。

次に、選挙管理委員会の委員の補充についての報告を受け、全員協議会で検討をしていただくということで進めさせていただいております。

また、政務調査費も昨年からは発足をいたしましたわけでごさいますけれども、さらに細かな使途基準についてその案の検討をし、全員協議会において統一的な使途基準というものを設けようということになりました。これは既に、全員協議会で確認をいただいたところでごさいます。よろしくお願いをいたします。

以上です。

議長 以上で、各委員会からの閉会中の所管事務調査の報告を終わります。

議 長 次の日程は、議案に対する質疑であります。

議案番号順に進めてまいります。関係議案、担当課長等により複数で質疑を受ける場合もございますので、あらかじめ了承を賜りたいと存じます。

なお、議案第29号、議案第39号につきましては、本日すべての議案に対する質疑を終了した時点で正式にお諮りをいたしまして、本日即決したいと存じますので、あらかじめ御了承賜りますようお願い申し上げます。

それでは、報告第4号、平成21年度財団法人柳田國男・松岡家顕彰会事業報告について御質疑がございましたらどうぞ。

6 番 議席番号6番、志水正幸でございます。

私からは報告第4号、財団法人柳田國男・松岡家顕彰会事業報告についてお尋ねをいたします。

その事業報告の中で、この顕彰会の今後のあり方について検討委員会を立ち上げ検討したところ、引き続き公益認定を受けることが非常に困難であることや、財団の本来の目的達成においても、今後は法人が運営するのではなく、福崎町が直営で運営するということになるという報告が今議会でなされております。

その後、検討委員会のメンバーや検討委員会の開催回数、また公益法人の制度改革につきましては、公益性があるものは公益法人として存続、営利を目的とするそういった法人につきましては、株式会社に移行する。その他のものは廃止と改定という制度改正だと思いますが、当該法人は公益性の高い法人であることから、存続が可能であると思いますが、なぜ存続が困難なのか、お尋ねをいたします。

社会教育課長 答えさせていただきます。

まず検討委員会のメンバーでございます。検討委員会につきましては、理事から3名、監事から1名、学識経験者としていたしまして大学の講師1名、町財政部局から1名、教育委員会から1名の計7名で構成をさせていただいてます。

開催数でございますが、8月28日、11月30日の2回実施をいたしております。

なぜ困難かと、引き続き公益法人としてなぜ困難かというところでございますが、この新しい制度のもとでは、公益法人認定法というのがございまして、この新たな法律のもとでこの引き続き公益法人を存続していくというところには認定基準、これ18項目あるんですが、それを満たすことができないと、公益法人として存続できないということになっておりまして、この認定基準をクリアできるかどうかの現状分析、またその対応等について、なかなか非常にこう難しいところというところで、公益法人制度に詳しい行政書士さんをお願いをいたしまして、現状分析結果報告をまとめていただきました。その中には、現状では認定基準をクリアできない項目が何点かあり、検討委員会ではその対応について協議をさせていただいたところでございます。

その中で、一番問題になったのが、全予算のうち半分以上を公益的事業に使わなければならないというところございまして、過去の経緯を見ますと、10年間以上もそういった事業を予算のうち半分以上使ったというようなこともありませんでした。また、それに対応する体制づくりなり、またその50%以上、半分以上の事業費を確保しようとするすると、現状の収入から大幅にふやす必要があるというところでございます。

また、法人の設立趣旨というところで、財団法人の趣旨・設立目的の中には、この法人は柳田國男及び松岡家の業績を顕彰し、これを後世に伝えるとともに、青少年の就学援助及び学術文化の研究を助成し、もって教育及び文化の振興に寄

与することを目的とするというふうになっております。その中で、やはりその青少年の就学援助及び学術文化の研究を助成するというようなところが、これもその分析の中には指摘されておまして、本来財団法人は事業目的を達成することが法律上定められた法人であると、それが達成できなければ本来は解散しなければならないというようなところの指摘もございました。

こういったところから、やはり委員会では財政基盤が最大の焦点になりましたが、現状の財政状況では新しい法律のもとでは公益法人の移行は非常に難しいという結果になりました。

そういった中で、今まで集まっております貴重な財産の散財を防ぐため、また、引き続き、柳田國男・松岡家の顕彰を図るためにも、町営に移行できないかというような結果となっております。

6 番 ありがとうございます。

今、御説明いただいて、二、三あえてお尋ねしたいと思いますが、検討委員会を立ち上げて、それぞれ理事の方あるいは専門家の学識の経験の方の検討委員会で、都合2回開催されたという点ですね、本当に2回だけでそれだけの十分な、非常に極めて重要な案件について審議ができたのかどうかという点が1点。

それともう1点は、認定、存続できるかどうか、公益法人で残るかどうかの認定基準にはたくさんの要件があって、それにクリアしないと、該当しないという御説明だったと思います。それと一番のその該当しない理由については、法人の事業全体の予算の2分の1が、本来の事業として執行されてない。確かに、法人の全会計を見てますと、500万余りで約町の補助が310万ですか、そういう点があるから、非常に公益法人としての存続が困難である。それと、もう1点、その本来の趣旨、法人の趣旨・目的の中に、文化的な顕彰はさることながら、青少年の就労援助という御説明があったと思いますが、給付行為の中にもその法人の目的として、青少年の就労援助が掲げておられますが、これは当初やはり法人として、かなりの収益を上げたときには、その果実をもって就労、学生に対する貸付とかそういうようなことを想定されていたんじゃないかなという憶測をしておりますが、なかなか先ほど申しましたよう収支状態では、そこまでは困難であろう。何かこう、その法人、当初つくられて、事業内容なりあるいは今の目的などが当初の予定どおりにできなかったから、今回その存続が難しいと、そのように今お聞きいたしておりました。

私は正直なところ、最大のその要因といいますのは、法人経営そのものに特にその収支バランスが非常にとりにくい、そういったことが最大の要因で、法人で運営することかが非常に難しい、従って今後は町の方で移行して、それ以上の事業運営をしようと、そういうことではないかと思っております。

次に、その社会教育課の議案説明資料、参考資料4ページの中に、その給付行為の改正案が添付されております。その内容につきましては、法人の生死を左右するという極めて重要な案件でございまして、その中は、この法人を23年3月31日に解散することと、解散時の財産、いわゆる残余財産を町に寄附するという内容になってございます。もちろんその法人の最高意思決定機関であります、理事会で決定されたと思っておりますけれども、その理事会の中で、やはり法人として今後も存続して頑張ってみようかと、そういう意見があったのかなかったのか、一遍お尋ねしたいと思っております。

それともう1点、先ほど言いましたように、このような重要な内容のその解散するとかしないとかいう、非常に重要な案件であるにもかかわらず、社会教育課の参考資料の中にそれが記載されておりますけれども、報告議案の中に、そうい

った理事会の決定状況が、なぜ掲載していただけなかったのか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

社会教育課長 まず回数が2回だけというようなところがございます。この回数につきましては、実はこの法律自体は平成18年にもう決まっております、これをどうするかというようなところで、理事会でもいろいろ検討は進めておりましたが、特にこの部分につきましては、この部分といいますのは公益的事業比率の50%というような問題は事前にわかっておりました、理事会でも上がっておりました。そういった中で、ほかにも認定基準というのがございますので、そういったものをやはり専門的なところでの分析があるということで、行政書士にお願いをしまして、分析結果をいただきました。そういったところで、やはり一番問題になったのが、財政基盤、それを毎年確保しなければならないというところが問題になりまして、回数につきましては、一つの大きな課題がわかりましたので、それに対しての議論でありましたので、2回程度でできたかというふうに認識をいたしております。

また、引き続きやろうと、意見がなかったのかということで、理事会のほうでもそういう意見が当然出てくるというようなところもなきにしもあらずではございますが、やはり一番大きな壁が、この収入をどうするかというようなところで、福崎町からもたくさんの補助金をもらっていると、それ以上の補助金をお願いするのは難しいというところもございます。

また、国のほうではある程度の補助金、例えば予算中、予算のうち3分の2以上の補助金になりますと、これ行政依存型ということになりまして、国のほうではそういったものは直接国営になったり縮小の方向で進めているというようなところもございまして、その部分につきましては、なかなか難しいところがありました。

それから、この解散のことを報告書に出さなかったというのは、これは去年検討委員会での結果は2月下旬の理事会で報告をさせて、検討委員会から報告がされまして、その議決につきましては平成22年度の1回目の理事会、5月24日の理事会で諮り、議決をいただいたというところもございまして、しかしながら非常に重要な案件ですので、説明資料には出させていたかどうかと思ひまして、掲載をさせていただいております。

報告資料につけていないのは、これは地方自治法の報告事項243条の3、第2項の報告規程の中で、ここには毎事業年度の経営状況を説明するというようなところもございましたので、今回この分については22年度というところで、報告書にはつけておりませんでした。

6 番 はい、ありがとうございます。

今ちょっとお聞きいたしますと、いわゆる予算の3分の2、それ以上の補助金でもって運営すると、そういった法人についてはなかなかその行政の依存型に該当して存続が難しいと、確かにそうだと思いますけれども、なぜそれではもっと今までに、こういう状態になるまでに、いわゆる法人独自がもっともっとその会員を集められたり、あるいは入館者の収入をふやすような努力をされて、3分の2の行政依存型から脱却して、法人みずから積極的な運営活動ができなかったのかと、今残念に思います。

確かに会費の収入見ましても、72万。入館料収入も年々減少して、21年度は66万にも減っていますし、入館者の数も年々減っております。5年前の入館者は年間6,368人、21年度は4,540人、1,828人の減、率にして40%強減っております。このような極めて非常に経営状態が厳しい事業、難しい事業を今後町の直営に移行された場合に、さらにその経営が悪化をしないのか

どうか。いや町に移管したらこういうメリットがあって、今後こういう形でこのように改善されると、何かそういった思いがあるのかどうか、お尋ねして質問を終わりたいと思います。

社会教育課長 町への移行で問題は解決するのcaというようなところでございますが、入館者につきましては、そう簡単にこう入館者がふえるというようには考えておりません。しかしながら、財団法人の理事会からの要望もございまして、こういった貴重な財産を町としてはやはり見過ごすことはできないと、また、近隣には歴史民俗資料館を含めまして、ここは総合計画でも歴史・文化の活用区画というようなところでの位置づけもございまして、そういった中で、いま一度この記念館のあり方を検討していく必要があるのではないかとこのように思っております。

いろいろな種類のどう言いますか、町営へのメリットでございまして、やはり町営になるということになりますと、メリットかどうかはわかりませんが、町全体で管理することができますので、合理的な管理運営は可能かなと思っております。例えば、各種機器とかシステムの利用、また物品の購入時とか集中管理車の利用とか、広報とか町内放送、それからまた管理運営の状態が住民の目に届きやすく透明性が増す。そういったところも一つの利点かなというふうに思っております。

6 番 ぜひ今の経営状態以上悪化しないように、町全体で頑張るとこのことでござい
議 ますので、強く要望して質問を終わりたいと思っております。ありがとうございました。
8 長 ほかにございせんか。

8 番 今回の志水議員との質疑応答を聞いておりましたり、それからまた報告書を見せていただいたりしまして、強く感じるところは、その根本的に柳田國男民俗学の町というのを、それをどうするのかという本質を財団側もあるいは理事者側も、私たちが含めてかわかりませんが、その辺をきちっともう一つ掘んでないのではないかと。今回のポイントとしては入場者が大きく激減しているということで、理由としては口頭だったんですが、新型インフルエンザとか、去年は菓子博ですか、その前は世界的不況とかいろいろ言われていますが、記念館の横に、もちむぎのやかたというのが建ってますね。それは、もちむぎ、新しい産業と柳田國男民俗学をセットして、町の発展、活性を生かすんだという当初目的があったわけですね。そうですね。お互いがお客さん呼びあってふやしていくと。活性化させると。

もちむぎもいろいろ歴史がありまして、その中で、とりあえずことし大きく減っているのに関連しましては、昨年、一昨年からもちむぎパスタのまちづくりで、一生懸命商工会含めて取り組んでおられますね。それから補助金なんかでフォークロアン、いわゆる民俗学の講義も行われております。その辺が全くうまくかみ合っていないと、今のこの委員会の報告を見ておきますと、昨年の8月から3月までで約33回、21年度の地方元気再生事業として柳田國男生誕の地、福崎町民俗学の旅をルーツとするということで、されておまして、いろいろなまちづくり、民俗学、もちむぎパスタのまちづくりの協議会とかされてますね。これ見ますとね、いろいろ協議会なり、講座なりされてます。この中に、例えばそういう協議会も、民俗学を生かすんであったら、せめて1回ぐらいは記念館ですとか、ですけどこれはあくまでもちむぎが事務局ということで全部もちむぎで、フォークロアンの講座は日本玩具博物館で1回されていると、そんな中で、昨年職員が教育委員会から連絡調整に関するということで職員も配置されていると思うんですが、そういうことも含めて、このもちむぎのほうでとか、商工会あるいはそういうことを含めて、やってる一番福崎町の目玉としたいということをやっていること、一番元に、なぜそこにもちむぎのやかたをもっていったか。柳田國男とセットで

やるという、その根本的な連携が、顕彰会側あるいは教育委員会も全然取れてなかったのではないかと、その辺がね、幾らこんなことしても人はふえないし、減るばかりで、それが人が減るからしょうがないとかいうことでは、これは済まない問題だと思うんですが、そういうことを含めて、理事会なりで話は出ませんでしたか。

それとその、フォークロアン講座なんかは非常に活性化されてよかったと、おかげでもちむぎは少し売上が、多分今現在の報告ではふえていると思うんですが、こっちが記念館のほうの入場者につながっていない。その辺は本当にどうすればいいんかという検討なんかも、理事会で検討されているのかどうか、その辺ちょっと抽象的な質問になりましたが、お尋ねをします。

社会教育課長 記念館とやかたとの連携でございますが、平成19年度から会員制などを実施をいたしまして、これは相乗効果もあるということで、会員証を利用していただければやかたの食事も1割引になるというような形では取り組んでおりますが、また今回のフォークロアン講座につきましても、そういった委員会の中で、うちとこの教育委員会からも2名参加をして連携をいたしております。

しかしながらそれが、記念館の入館者数の増につながったかといえば、結果はこのとおりでございます、その入館者数が減ったという原因でございます。先日もお話しさせてもらったとおり、新型インフルエンザとか、景気の低迷というようなところもあるんですが、やはり根底にあるのは、これは公民、博物館協会のほうから出ているんですが、ここ10年間の博物館、美術館離れというのは非常に顕著であると、それがここ10年で約半減しているというような結果が出ております。全国平均、一つの館につき2分の1以下になっているというような結果も出ているところでございます。

こういう結果が出たから、じゃあうちとこはどうしたかと言いますと、特に増員対策としまして、うちとこは御存じのように、会員制度とか、平成19年度からは辻広場まつり、また記念館新聞とか講演会とか企画展、そういった回数はふやして実施をしております。そういったところにはある程度の人員は確保できるんですが、通常の展示のところへは、なかなか人は来ていただけないというよう

8 番 今の報告では、全国的にそういう博物館とか文化財関係に対する関心が減って、入場者とかそういう関心持つ人が減ってるという理由づけも言われたんですが、それは全体的な、例えばその理事者側として、当局としての言いわけの理由でね、例えば一時期水族館がどちらも皆あかんようになったときでも、ちょっと工夫すれば、再びまた水族館ブームが今やってきてしてるところもあるわけです。展示の工夫とかね。そう同じようにはいかないと思いますが、福崎の柳田國男というのは、福崎町にある1施設をただ活性化するかどうかだけじゃなしに、福崎町のテーマ、民俗学の町、柳田國男生誕の地という一番根本に上がっておるわけです。それを思うと、もっと本当に真剣に力を入れてね、どういう事業をして、もっともちむぎとタイアップできないのか、フォークロアンの講座を続けていけないのかというのは、真剣にもっとみんなで知恵を出し合っ

べきだと思うんですよ。今これがこのまま、今志水議員が言われたように、もう一つのテーマが公益法人の、財団法人の解散になるのですが、これもたった2回で早々と結論を出されましたが、この前の総務委員会でも言いましたように、まだ時間あるわけですね、2013年まで時間あるわけで、その間に、もっと本当に事業としていろいろできないのか含めて、真剣に考えてやるべきではなかったんかと思うわけですよ。もう現状で、ああできないからやめようという、本当の後ろ向きのにしかなって

ないと、前向きに、フォークロアンも2回2年続けたんだから、それを生かして、じゃあフォークロアンの場合は補助金はなくなりましたがけれども、それを生かしてどうするというのをやらんことには、2年間してきたフォークロアンもなんだったのかということになってしまいますし、その辺をまだことし1年間あるわけですから、理事会で一遍しっかりと検討していただきたいと思いますが、その町に移管としても事業としては何か続ける必要がありますし、施設も残るわけですから、その辺も含めて、本当にどうするのか、民俗学をテーマにどうするのかいうのを真剣に今考えないと、この民俗学の町いうのはなくなってしまうんじゃないかと危惧するわけですが、理事長どうです。

町 長 努力をしなかったのではないかとということでありまして、努力を一生懸命にやっけてまいりました。そしてその間に、皆様方の意見の提言でありますとか、こうすればいいというふうなよい意見があれば当然取り入れてやったと思います。私たちは私たちの全知を働かせてやった結果があれでありまして、その結果を皆さんの御批判を受けながら、さらに立派な提案があるならしっかりと受けとめて進めてまいりたいと、こういうふうに思っております。

2回で終わったのはなぜかと言いますと、伯仲する議論であれば検討の余地があります。しかしもう八九分決まっておるのを幾ら検討いたしましても、検討委員会を100回やろうが200回やろうが、それがいい方向での結論が出るという方向がわかれば、そして伯仲しておるのであればそういうことになったと思います。しかしもうほぼどんなに努力をしてこれまでやってきても、財政状況がそんなに、専門家の意見を聞きましても、なかなか難しいということでありましたから、2回の検討委員会でもって結論が出てまいりましたのを、理事会に諮って結論を出したということでありまして、一たん結論を出したのを今から検討してひっくり返そうという思いは私にありません。

8 番 とりあえず条例改正とかいろいろ出ておりますので、これは仕方ないんですが、結局そういう姿勢ですね。前向きにやっけていこうというその本当にこれをテーマにして福崎を活性化するという根本的な姿勢が、私は、町長以下に見られないと危惧するわけですね。そういうふうになんか何百回会議しても一緒というそういう答弁は期待はずれで、もっと本当にフォークロアンも生かして、頭を使えばできるんじゃないかと私は言ったわけですが、それも使われたということであれば、もうこれはもうしょうがない、あきらめの事業になるかもわかりませんが、非常に危惧するところであります。

それともう1点だけ、22年度の事業計画なり予算が、説明資料のほうについています。これは前にも言われたと思うのですが、これも最後に報告になるかもわかりませんが、本来ならこっちのほうの、事業報告のほうにきちっと入れておくべきもので、そのあとの土地開発公社の場合はきちっとセットになってますね。その中で、ことし一応講演会として、展覧会として、日露戦争関連というのを書いておられますが、これはどういうこと、ある程度具体的な計画なんかはもう決めております。

社会教育課長 今回の事業計画の、日露戦争の日本海海戦の講演会なり展示会を計画しております。これは松岡静雄が当時海軍少尉でこの日本海海戦の巡洋艦「千代田」の航海長として出陣をされておる。そのときに今、去年から3年間NHKの大河ドラマ終わってから、「坂の上の雲」というような今話題のテレビがございまして、そのテレビの中で、主役の秋山真之がその第一艦隊の参謀として一緒に出ております。そういった話題性があるので、11月ぐらいにやればたくさんの方が来ていただけるのではないかとというようなところで計画をいたしております。

報告書につきましては言われるとおりで、今度そういう機会がありましたら、対応させていただきたいと思います。

議 長 しばらく休憩いたします。再開は10時50分といたします。

◇

休憩 午前10時35分

再開 午前10時55分

◇

議 長 会議を再開いたします。

報告第4号、平成21年度財団法人柳田國男・松岡家顕彰会事業報告についてほかにございませんか。

8 番 今、日露戦争関連ということでお聞きしまして、日本海海戦には関係あるということで、それに関する講演会なり特別展だと思うんですが、気をつけていただきたいというのか、心配だけ一つしますのは、今NHK、「坂の上の雲」、秋山兄弟の、好古・真之の正岡子規を含めたことやいろいろあるのは、昔の戦争で勝ったからある程度今美化しているところがかかなり多いと思うんですよ。だけど実際には203高地なんかでは、物すごい人が、こう悲惨なあるわけです。なぜ日露戦争になったか、その背景というのはもう当然ね、その前に日本が清国、大陸に出ていった、侵略になってくるわけでありまして、単純に本当によそから攻めてこられて守ったと、命を張って守ったというのは蒙古来襲ぐらいなものじゃないかと思うんですよ。となれば、戦争反対と、戦争はね、もういかなる戦争は悲惨なものだと、先の大戦だけではなくて、いうのは町長の一番の考えだと思うんですよ。それもありますので、単純に日露戦争展とかいわれなくて、上手にこれは人権の町として、非常に気をつけて展示をしていただく、企画をしていただきたいと要望しておきますが、どうですか。

社会教育課長 実は、松岡静雄からその日本海海戦の出るときに、柳田國男あての手紙があります。その手紙が館に所蔵しているわけですが、そういったその日本海海戦にかかわる手紙が13通ございます。その1通の中に、今戦争に行くけどもう自分は死ぬ覚悟で行くと、そういった中で家族とかあとの兄弟のこと頼むってというようなそういった手紙があるようです。そういったものも含めながら展示するということで、あえてその戦争を美化しようとか、そういった考えは毛頭ございません。

議 長 ほかにございませんか。

1 1 番 この当年度会計のお金の出入りのところだけではなくて、今その法人の解散に関することが重要になっているわけですが、私もそのところでお聞きをしたいと思うんですが、スケジュールからいきまして、23年3月31日解散ということになりますと、それまでに兵庫県教育委員会の許可を受けて、福崎町への寄附というようなこともしておかなければならないでしょうし、町の設置及び管理に関する条例あるいは体制、それから予算等々、あるいは若干中長期的な予算も組まなきゃならんでしょうし、そういうふうなことからいって、スケジュールからいきますと、かなり急がなければならないというふうに思うのですが、どんなふうにスケジュールを立てておられるのか、お聞かせをいただきたいし、どういう課題があるのかという、ここまで向けてですね、今からどんな課題があるのかという点をお聞きしたいと思うんですが。

社会教育課長 今年度のスケジュールになるかと思いますが、財団法人側と町側でやはりこう違うかと思いますが。財団法人側の寄附行為の改正につきましては、5月24日の理事会で議決されましたので、この寄附行為の改正につきまして、兵庫県教育委員会の許可が必要でございます。それを申請しまして、その分につきましては、

既に受領済みでございます。そういった中で、解散するというのを、本来評議委員会から意見を聞くわけですが、評議委員会自体が有名無実のような状況になっていますので、その代替措置としまして県と協議いたしまして、各協議団体とか住民、また親族の方々に十分周知をするというようなところで対応しようと思っています。

それから、今度は残余財産につきましては、福崎町のほうへ寄附をするということで、これも寄附行為の改正をしておりますが、条文を読んでいただいたらわかりますとおり、理事会の議決を経て教育委員会の許可を得て、福崎町に寄附をするということでございますので、次の理事会にこの寄附行為、残余財産を福崎町に寄附するという議決をいただきまして、県の許可をいただく。それを一応3月、2月ごろに理事会を開きまして、3月中にはいただけるというふうにはいただけるというふうには聞いています。

町といたしましては、やはり町営となりますと、今度は博物館法というのがございまして、公立の博物館法では基本的には入場料、対価を得てはならないと、やむを得ない事情の場合は、それは取ってもいいということにはなっとるんですが、そういった入場料をどうするかというようなところも一つの検討課題になるかと思えます。

それから、やはり位置づけでございます。今までああいう形で記念館は展示ばかりで入館が、御指摘いただきましたように入館者数もどんどん減ってきておまして、そういった体制から抜け出すような、やはり施策をとるにはいろんな方策があるかと思うんですが、例えば、裏の歴史民俗資料館と連携をするような形で、あそこをもっと住民の憩いの場となるような施設とするというのも一案ですし、そういったものを教育委員会、社会教育委員会、また文化財審議委員会等々の委員会で議論をいただきながら、今年度中には設置管理条例また規則の検討をさせていただいて、4月1日から町営施設として運営してまいりたいというふうに思っています。

それから、一応財団法人側で3月31日になりますと、これは解散になりますので、4月1日付で清算手続の開始になるわけでございます。清算人につきましては、理事さん全員になっていただきまして、その後清算手続の中では債権者なんかで官報の公告等々が必要でございます。これに大体二、三カ月かかりますので、7月ごろには残余財産の処分とか清算終了の最後の登記ができるのではないかというふうには思っております。

1 1 番 この建物を含めて、その所蔵品も含めて、その管理状況のことも計画も持たなければならぬでしょうし、大変でしょうけれども、一つ準備を怠りなく進めていってほしいというふうに思っています。建物につきましても、もう既に建設をされて一定の期間もたっておりますし、取得金額に対する当期末残高というふうなものも非常にもう少なくなっておることですから、かなりもう償却をしておるといふような現状でありますので、それらがどんなふうにも維持管理されていくのかということも含めて、計画ができれば出していただきたいなというふうに思っています。

いろいろ議論はありますが、この決算を見ますと、入館者数も若干減ってきてはおりますし、いろんな傾向はあると思えますけれども、柳田國男という人、あるいは民俗学という学問が一般大衆の、テレビ等や漫画を見ているように非常におもしろおかしくというふうなものでもないわけですね。しかし、柳田國男ということを中心にして、福崎町はまちおこしあるいは町の行政そのものも、それを生かしてやっているということで進めてきておるわけですし、実際上その辻川界

隈とか周りには歴史民俗資料館や三木家もあり、その他いろいろあるいは鈴が森神社を含めて、あるいはもう町全体としてそんなふうの一つの発展方向ということを考えておるわけですから、これを考える場合も、この顕彰会の記念館だけを取り出して、それだけでその決算だけを見ていいの悪いのという議論にはちょっと若干見当が狭すぎるのではないかというふうに思うのですね。

これを今後町営にされていくという段階で考えてほしいし、あるいは訴えてほしいのは、これはもう非常に、柳田記念館というのはコアな部分、核でありまして、これを核にしてその地域全体をどのようにして発展をさせていこうとおるか、福崎町政をどんなふうにして進めようとおるか、そういう観点で考えて行ってほしいし、そういう方面で行けば、これはもうさまざまな取り組みもあって、辻川界限にはボランティアガイドの方々も生まれてきておるし、次々とそういう点での地域の住民の協力も生まれておるようでありませうか、非常に発展方法があるというふうに思います。

ですから、地域全体の振興との関連の中で、その位置づけを考えて行ってほしいし、ぜひこれは町として保存していくということは大事だと思うんです。有名な神社仏閣等にお参りをしても、お参りはしますけれども、そのお寺等の至宝館にまでお金を払って入るかといいますと、入る人もあるけれども非常に少ないわけですね。そういうふうな意味合いもあるわけでありまして、この館の、記念館の入館者、これだけを取り上げて議論するというふうなことにならないで、もう少し全体を広く見回して、発展の方向というものを打ち出してほしいし、あるいは位置づけを考えてほしいというふうに思うんです。もちろん記念館の展示等、あるいは企画等、それぞれ工夫をして大勢の人たちに来ていただけるようにするというのも非常に大事ですけれども、それはそれとして考えつつ、広い視野というものをもって、その位置づけというものを打ち出して行ってほしいというふうに要望をしておきます。

議
9

長 ほかにございませんか。

番 何名かがいろんな角度から質疑をされましたので、ほぼ出尽くしたかとも思うんですが、私も1点か2点かお尋ねをしたいというふうに思います。

と言いますのは、これまで町が先ほどから、町の施設に移管をするんだというふうなところで、町からの補助金が半分以上だというようなものが、理由が言われておりましたけれども、町から税を財団法人へ持って行っているわけですね、これまでずっと。町が税を使う場合に、予算組む場合特にそうですが、事業やりますと、その事業の効率性とか妥当性とか有効性とかいうふうなものが、本当に真剣にこれまで検討をされて予算が組まれておったのかどうか、今も課長さんの先ほどの答弁ですと、入館者も減りまして、何とも手の打ちようがないというようなことですが、私この状況ずっと注目して見ておりますけれども、最近ここ2年ぐらいの取り組み方というのは、座して死を待つような印象を持つわけです。もうどうにもならへんから、財団法人で公益の法人として運営していけない。町に移管するんです。その前提でじっと待っているような状況に映るんです。

と言いますのは、去年の9月にも決算のときにも確か申し上げたと思うんですが、あすこの派遣をしておる職員ですね、あの件が出たときに、町の囑託の職員は、町の職員ですから、教育委員会の職員ですから、朝晩戸を開け閉めしよるんです。こういう答弁でした。確か私記憶しておりますけれど。そんなんでどうやってこれが活性化するのか、入館者がふえるのか、いろいろやっただと言われますけれども、その辺が私は一番よく実態をあらわしておるんやないかというふうに思います。今そうですが、先ほども課長には申し上げましたが、休憩時間に。町

の庁舎の上には看板がありますね。何年前からあるんですか、あれ。課長さん言うてください。

社会教育課長 庁舎ができた当時からあると思います。

9 番 庁舎の上に、庁舎ができたときからあんな大きな看板があるということはね、町民の皆さんもそうですし、もちろん理事者の方々も、みんなが民俗学のふるさとだというふうなことを自覚していくような意味でああいうふうなことになっておいて、町内外からの、町外の方にもアピールをするというふうなことでああいうふうなことがなされたんだらうと思うんですね。そういうふうなところからいくと、非常に寂しいわけです。皆さん、これまで質疑をされた方も、先ほどの小林議員の質疑のように、その町に移管をして、うまくいい状況に好転していった、いくのを願うからこそ質疑をされておるんだというふうに思うんです。

確かに事業の予算を組む場合には、その効率性言いましても、効果もはっきり目に見えるものと、小林議員のおっしゃるように見えないものと、なかなか数値化できないけれども、効果があるんだというふうなものもあるのはよく承知をしておりますね、そういうふうな意味では、そういうふうな意味のことを答弁の中でちゃんと言うてもらわんといかんのですね。全然そういう答弁がないんですよ。副町長さん、どうですか。

副 町 長 まさにそのとおりでありまして、予算の効率性というものは、その中におきます分野で見えるもの、見えないもの、こういったようなものが当然としてあるものと思っております。

先ほどから、多くの議員さんから御質問をいただいておりますが、この法人につきましても、山下課長が答弁しておりますように、公益性にあるという観点から含めまして、財団に補助金を出しておるところでありますし、また町からは多くの出資金を捻出しておるところであります。

9 番 その辺のところはもうちょっと、担当の課長さんもよく認識をしておいてもらいたい、まあ教育長も含めましてね。教育長はまだ間がないので、御無理かと思えますけれども、よう勉強していただきましてね。そういうふうな観点から見ていきますと、この町が補助金なり出資なりする場合に、その大きな目的が達成できてなかったらいかんというふうに思うんです。そういうふうな意味で見ますと、サルビアプランというのがありますね。課長さん、この柳田、財団法人へのこの金の補助というのは、中のどの部分に該当しとんのですか、町として。あなた教育委員会の課長さんとして、その辺を説明してください、一遍。

社会教育課長 サルビアプランの中で、この記念館はどういう位置づけにあるかということによってよろしいのでしょうか。

当然、総合計画の中でも福崎町のいわゆる歴史と文化の活用核というような位置づけでございます。

9 番 この後期基本計画の78ページを見ますと、文化ネットワークの構築というふうなことが書いてありましてね。②に、民俗学のふるさとづくりの推進というふうな項目がきちんとあがっておりますね。私は恐らくこれが、町として補助金を出して応援する、比較的わかりやすい目的だろうというふうに思っています。そういう意味でしますと、このここにきちんともうお書きになっているわけですね。書かれてるわけです。市川東岸の歴史文化資源の保全・活用核を中心とした地域を対象範囲とし、「民俗学のふるさと」を目指し、「歴史と民俗の郷整備構想」の策定を検討します、と書いてあります。先ほど小林議員も言われましたけれども、この辺のところはね、検討をしますですけども、もう早速来年の4月からというふうなことでしたらそうですし、私はこれまでも申し上げておりますが、あの地

域には三木家がございます。三木家の整備を今年度から始められておるわけですが、これまでもたびたび質疑もしております。前教育長は、三木家と柳田の記念館、歴史民俗資料館、もちむぎも含めましてね、3者が、4者が、一体になってというふうなこと答弁されてますよ。その辺のところは本当にね、言われたとおりなことができておるのか、今結果として数字にあらわれてなくても、こういうふうなものが進んでいってるのかどうかね、その辺のところが聞きたいわけです。それが一番私は重要やと思うんです。

社会教育課長 御指摘のように三木家の工事は今年度から始まっております。また、前年度から御存じのように辻川山の周辺も整備をいたしまして、今年度も続けております。そういった中で、裏の広畑古墳からも貴重な遺物が出てきております。そういった全体を考えながら、今御指摘いただきましたように、この「歴史と民俗の郷整備構想」につきましては、去年実は三木家の基本計画をつくるということで、考え方というような基本方針ができなかったんですが、三木家が、工事が10年かかるというようなところもございまして、そういったところで、広い視野で考えるようなところで進めて、今年度からも進めていく予定でございますので、そういった大きな視野、大きなところからこういった計画も進めていきたいというふうには思っています。

9 番 その辺が大事やと思うんですね。もう一つ言いますと、今年度から組織で、町として、産業課に観光係をおきます。こういうことで、先ほどの委員長の報告の中でも、そういうふうな資料があったように思いました。私見てましてね。で、観光いうことになりまして、果たして先ほど小林議員も言われてましたけども、民俗学、柳田國男、観光だけじゃないですが、せっかく町の税を投入するわけですから、来ていただいて、ただ、ああよかったなで帰ってもらうだけでは能がないと。まあお金も幾らかでも落としていただいて、ということが町として一番いいんだろうと思うんですね。そういう意味で観光というようなことを言われて、観光係をおつくりになったんだと思うんですが、そういうふうなところから言いますと、果たしてその柳田國男、民俗学で、観光にどっさり来ていただけるのかどうか。まあ工夫ももちろん大事でしょうけどもね。その辺のところですね。私が思いますのは、先ほども小林議員言われましたけども、重ねて言うとね、いや同じこと思ったからね。福崎町だけでね、考えるんやなしに、広域的に、少なくとも福崎町にはもちむぎ麵と柳田國男があって、市川町には何があって、神河町には何があって、姫路市にはお城があるわけですからね、たくさん観光客が来ます。そういう方が、こちらへ来られるようなね、来ていただけるような協議がなされて、やっぱりその辺の協議ができるような、いわゆる横串になるような組織があるんじゃないかと思うんですが、そういうふうなところの協議がうまくなされていきませんか、なかなかこれだけで言いましても、私は難しいんじゃないかというふうなこと思うんですね。特に今後、町の持ち物になって直営でやっていくということになりますと、これたまたま財団法人で報告が、単体の報告がありますから、こうやっていろいろ議論ができるわけですが、教育委員会の社会教育課の1施設ということになりますと、年に1回決算のときにもう本当に百二、三十億の中の500万円ですから、なかなかこういうふうな議論が、時間をかけてできる機会もありませんし、なかなかそこまで意識がね、いかないというふうなことになると思うんですね。今、財団法人でやってて、これだけ年々報告を受けて、いろいろ御意見も申し上げてやって、なおかつうまくいかないというものが、町の施設になったから急にうまくいくというふうなことはなかなか考えにくいんですね。ですから、申し上げてるんで、その辺のところを、どういうふう

するのかね、それはもうすぐ出してもらわんとはいけませんね。これまでも言うてあるわけですからね。それを求めておきますわ。どうですか。

町長 大きな課題をすぐ出せと言われても、これはなかなか難しい問題であります。十分検討をしながら、言われたことはすべてもっともでありますから、私は一つも否定しようとは思っておりませんから、そういう意見は十分にお聞きをいたしまして、それを参考にしながら検討を進めています。すぐ出せと言われるのは、出せるものもありますが、出せないものもあります。

9 番 この総合計画もそうですが、すぐ言うてもいけませんので、それじゃあ町長がおっしゃるんでしたらね、年を切りましょう。きちっと。デジタル化するというのはね、お互いにわかりやすいわけですからね。1回町長と議論したことありますね。数回とか、数年とかいうので、私、一、二年を、二、三年ですか、二、三年を数年言う人もあるし、五、六年を数年言う人もありますと。2年と6年では大分違いますねというふうなことを、この場で申し上げたことがあるんですが。じゃあ年を切っていただいて、恐らくこの前産建の委員会でも申し上げておりますが、フォークロアンのああいうふうなこともいろいろやっておられますし、これまで前の教育長も先ほども言いましたように、さんざんいろんなことをおっしゃっておるわけですから、全く初めて今からつくるというふうなことにはななくて、それなりにきちんとしたものが資料としてそろっておるんじゃないんか、議論もされておるんじゃないんかというふうに思うわけですね。神戸大学の研究室の応援も受けて、事業がなされておるわけですから、一度じゃあ町長が理事長として、町長として、教育長でも結構ですが、何年ぐらいでそれをお出しになるのかおっしゃってください。

社会教育課長 まず計画でございますが、やはり先ほど小林議員から質問いただきましたように、この来年4月1日から記念館を町営にということでございます。特に今年度につきましては、それを集中的に当然やっていかなければならないというふうなところでございます。

吉識議員さんが求められているのは、「歴史と民俗の郷整備構想」というものではないかと思えます。これのものにつきましては、三木家等もございまして、今年度はちょっと難しいというふうには考えています。そういった中で、何年かの時間をいただきまして、計画していけたらというふうに思っています。

9 番 これまでもいろいろなされてましてね、しておるわけですから、そんなに時間がかかってということにはならないと思うんですね。またそういうふうなことでないと、先ほども言いましたように、これまでに町が補助をしていた税ですね、補助をしてるわけですから、それがね、どれだけその生きてたんやというふうな反省も込めてね。なかなかそのスタートをしますと、最初にきちんとしたものをつくっておきませんと、幹部職員は皆さんお上手ですから、そういうふうな書類をつくるのは。ですから、言うておるわけで。スタートするまでに私はぜひ出していただいて、それも議論をして、いい方向に進むようにするというのが大事なんじゃないんかというふうに思うんですがね。

そんなとこですね、それと1点申し上げておきたいのは、これまでも思ったんですが、その責任者がきちっとね、はっきりしていなかったんじゃないんかと、いわゆるPDCAのマネジメントサイクルのああいうところからいくと、チェックがきちっとできてね、生かされておったんかどうか。それをどういうふうに直していったね、いうふうなチェックがきちっとできて、だれが責任もってこれをやるんだというのがね。組織は見たら、そら理事長がおって、教育長がおって、町長がおるわけですから、わかっているんですが。その辺がもう一つあいまいであ

ったんではないのかなど、我々も余り言いませんでしたし、するんで、その辺のところも反省材料としてね、お考えをいただいといたらというふうに思うんですがね、いかがでしょう。

社会教育課長 今御指摘のとおり、ただ財団法人につきましての最高意思決定機関は、旧の法律ですと理事会になっております。しかしながら、予算等の関係で理事会の回数というのは非常に制限されるわけございまして、やはり今言われたようなところは担当職員なり、うちとこ調整機関でございますので、社会教育課等が担当せざるを得ないというふうに考えていますので、今後そういう形で進めていきたいというふうには思います。

議 長 ほかにございせんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようございまして、本案に対する質疑を終結いたします。

次は、報告第5号、平成21年度兵庫県町土地開発公社事業報告について、御質疑がございましたらどうぞ。

ありませんか。

1 1 番 1 ページに書いてありますが、下から2行目の長期保有土地の縮減などと、こうありますが、これは何件どれぐらいあって、この解決の方向というのはどんなふうになっておるんか、お聞かせをいただきたいとします。

企画財政課長 現在、兵庫県町土地開発公社の土地の明細につきましては、2ページの下表になります。一番古いので申しますと、神河町の平成13年度委託分となっております。おおむね平均基準では7年程度かと思いますが、そういったところをできるだけ長く持たないような形でという意味で書いております。

議 長 ほかにございせんか。よろしいですか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようございまして、本案に対する質疑を終結いたします。

次は、報告第6号、平成21年度福崎町一般会計予算繰越明許費に係る繰越計算書の報告について、御質疑がございましたらどうぞ。

ありませんか。よろしいですか。はい。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようございまして、本案に対する質疑を終結いたします。

次は、報告第7号、平成21年度福崎町公共下水道事業特別会計予算繰越明許費に係る繰越計算書の報告について、御質疑がございましたらどうぞ。

ありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようございまして、本案に対する質疑を終結いたします。

次は、報告第8号、平成21年度福崎町水道事業会計予算繰越計算書の報告について、御質疑がございましたらどうぞ。

ありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようございまして、本案に対する質疑を終結いたします。

次は、議案第29号、中播公平委員会委員の選任について、御質疑がございましたらどうぞ。

8 番 この議案そのものは、澤田さんを継続して委員に選任にすることで、年齢が昭和13年生まれということで、72歳ですか、まあ70歳超えておられます。その辺からちょっとお尋ねするんですが、こういう町からの選任の、いろいろな委員の選任の場合の、年齢に関する内規というんか、何かそういう申し合わせ、

例えばどこの自治会でも今、70歳を超えて役員ならないとか、いろいろそういうこともつくってはりますが、町としてはそういう、あったんですかね、確認をさせていただきます。

副 町 長 任期中における誕生日で77歳を迎えないという方を選任いたしております。

議 長 ほかにございませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

次に、議案第30号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、御質疑がございましたらどうぞ。

ありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

次は、議案第31号、福崎町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、御質疑がございましたらどうぞ。

ありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

次は、議案第32号、職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例について、御質疑がございましたらどうぞ。

1 1 番 施策の内容についてやなしに、これ資料のつけ方について、どこで言ってもよかったです、あとの国民健康保険等のものも、医療費のものも含めまして、この条例改正に関するものの資料が、この条文の新旧対照表で、結局これ何かいなということで、何でね、議会というのは一般町民の代表であるわけですから、一般、素人の、行政に素人の一般住民が見てもわかるような資料にしてほしいなと思います。これ新旧対照表がいらんとは言いません、あったらいいと思いますけども、何がどう変わるんだというふうに、変わる、施策が変わる、あるいは条例が変わる、そのことをわかりやすくしてほしいというふうに思うんですけど、はい。こうやって全体の今回資料を見ておって、夕べ家で見ておって、特にそう思いましたんで。

総 務 課 長 この説明資料に新旧対照表だけではわかりにくいというような御質問でありますけれども、できるだけわかりやすいようにさせていただくように、努力していきたいというふうに思います。

議 長 ほかにございませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

次は、議案第33号、福崎町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例について、御質疑がございましたらどうぞ。

ありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

次は、議案第34号、福崎町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、御質疑がございましたらどうぞ。

ありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

次に、議案第35号、平成21年度福崎町水道事業会計歳入歳出決算認定について、御質疑がございましたらどうぞ。

ありませんか。

8 番 特にじゃないけども、最初の決算書の確認ですが、12ページですね。事業報告があります。これの真ん中辺に、維持管理では給水の安定供給のために昨年に引き続き千束送水管工事を実施したと、送水管工事というふうに書いてあるんですが、千束に関するその維持あるいは工事、あとはそのその委託ですね、その辺について少し説明をいただけますか。

水道課長 千束の送水管工事といいますのは、昨年から千束の水路工事が始まっておりまして。そして昨年もかなり費用を使いましたけれども、工事期間中は水を送れないというふうなことでポンプを購入しまして、送水管をつけて工事区間を延長して送水したというふうなことで、本年度も引き続きこの工事をしたということでございます。

3 番 決算書というの、9ページですか、未収金が1,016万319円になっているわけでございます。それと5ページの特別損失、68万3,043円とそうになっております。そのその説明資料が、水道課資料の12ページ、ここに載っていると、説明されているということなので、1点お聞きしたいと思います。整理番号が16番まで書いてありますが、不明、理由不明と書いてあるんですけども、不明にもいろいろありまして、この債権がだれにうけるのかわからない不明なのか、滞納者が行方がわからないのか、不明不明と言われても幅が広いので、ちょっとこの不明を特定していただけないでしょうか。

水道課長 これは行方不明ということでございます。

3 番 行方不明ですね。そうしますと、3番までが時効、4番から7番までが不明、行方不明、10番も不明ですね。この不明の方は時効に当たらないのか否か、時効と不明、行方不明との、その資料でどう違うのか、基準があるのであればお答えをお願いいたします。

水道課長 この時効と言いますのは、水道課は前の決算でも出ましたけれども、2年が時効でございます。ただ、この時効の方につきましては、昭和の方を時効で、今回この3件の不納欠損処分をさせていただきました。そしてこの不明という方につきましては、全くこう行方がわからないというふうなことで、2年以上の時効は迎えておりますけれども、連絡もつかないというふうな形で、行方不明の不納欠損という形で、それぞれ昭和の方は時効と、そしてこのその他の方につきましては行方不明と、こういう形で分けさせていただきました。

3 番 なぜ昭和の方だけが時効なのか、債権が2年以上あればすべて時効なのではないかと、私はこのように今お答えを聞いたんですけども。本来事由であれば、時効（行方不明）と、こういうふうに書かれれば一般住民としてはよくわかるんですけども、なぜそのような方法を、その昭和のときは時効だと、平成になれば不明だというのが私はわからないんですね。時効やったら時効、いうのが法律的に認められてあるのであれば、時効と書くべきではないかという、そのように思いますが、いかがなものでしょうか。

水道課長 先ほど言いましたけども、2年を過ぎますと時効というふうな形で、今議員言われますように、特にこう昭和にこだわったわけではございませんけれども、古い順番から不納欠損、昭和の分は時効という形で、今回こう非常にこう説明が言葉足らずと言いますか、そういう形で説明書きを書いておりますけれども、今後そういうふうなことは十分検討したいと思います。

3 番 今回68万3,043円ですね、それを特別欠損で落とされているわけござ

います。さかのぼりまして、そのページでさかのぼっていただきまして、5ページ、なるわけなんですけれども、ここに水道料金未収金一覧表というのがありますが、平成元年とか平成2年とか平成3年度の方はみなわかっているわけでしょうか。それは主に営業用で使われておりますが、運営なれば、本来であれば古いのんから不明なり言い方が分からなんだら不明なり、今の基準からいければされるんが妥当ではないかと思うんですけれども、その辺はいかがでしょうか。

水道課長 これまあすべてのかたが行方不明ではございません。中にはおられる方もございますけれども、行方不明の方が多いと、この平成元年から平成11年の方につきましては、そういう方も、行方不明の方も多数いるというふうな状況で、合計をしますと125万3,000円ほどございます。

3番 この21年度の水道決算の予算計画ですね、それを見ますと100万円計画されているわけなんです。そしてちょうどこの元年、2年、3年、6年、7年ぐらいまででしたら、これこの方で行方不明とか時効が成立してあるならば、私たちは100万円という数字が妥当であろうと思って認定したわけなんですけど、決議したわけなんですけど、なぜ100万円なのか、計画までされなかったのか、理由は何なのかというのをお聞きしたいと思います。

水道課長 この不納欠損の1番の方、順番を決めておりまして、一番最初はまた12ページに戻ってまいりますけれども、自己破産、この方については不納欠損と、それから行方不明という方、そして昭和の時効という形で、今回68万3,043円いたしましたけれども、議員言われるように100万の予算を組んでおりました。今この5ページで言いますと、まだかなり今言いましたように125万ほどあります。そういう関係上、この22年度につきましては、同じく100万おいておりますけれども、また3月にこう増額の補正をさせてもらいまして、何とか全額そういう形で落としたいと思っております。

3番 これにこだわるのは、剰余金のところに影響してくるわけなんです。この決算書の剰余金を見まして、今後水道の施設の整備とか計画とか、いろいろ結果をあらわすわけなんです。この決算書がそういうものの一番根本となるものだと、そのように思いましたので、お聞きをしているわけでございます。本来100万円の計画があれば、ゆるす限り実際中でももらえないと、集金できないと、こういう方があれば、本来100万円の猶予があれば、そこまで不納欠損するべきではないかと、このように思うわけなんです。これをあえてこの63万円ということになっておりますので、ある程度私が決算書を見る限り、剰余金をもっと30何万円でも少なくなってくるのではないかと、本来の計画どおり合わせれば、そういうことで質問をさせていただいておるわけなんです。ですから、昭和の分だけとか、平成になってからということで、もう一番初めは絶対にもう法的になった人はそれはもう絶対ですね、ここが100万円、ここが500万円なろうが、それは特別損失でなければならぬということなんですけれども、もうほとんどもらえないであろうという古いものは全部表で落とされるべきと、私はこのように思うんですけれども、いかがなものでしょうか。

水道課長 先ほども言いましたように、この21年はこれで決算をしております。22年、そういう形で検討していきたいと、このように思っております。

副町長 議員の質問はもっともなことでありまして、今までにも9月定例議会における決算議会で、こういったような形の分野については指摘を受けているわけがあります。時効の取扱については滞納整理対策委員会等で今検討を加えておるところではありますが、こういったような時効問題につきましては、当然といたしまして、職務の怠慢等で時効を迎えるといったことのないような形の上でという前提

条件をつけながら、対応させていただこうと、このような考え方でおります。

- 3 番 職務怠慢というようなことは、私は絶対こうない言うたらおかしいんですけども、そういうのされればそういうのあって当然やと、このように認識しておりますので、はっきり言いまして、極力集金は滞納を少なくしていただくのが当たり前のことですが、もうどうしても払わないとか、ようゆうなことはできる限り、法律的な、現実的な処理をしていただきたいと、このように思います。

もう1点、毎年聞いておりますけれども、工水のほうの関係になるんですけれども、ちょっと関連しますのでお聞きいたします。水道課が工水のほうに関しまして、修理とかそういうようなことはされるわけなんですか、例えば弁の修理とか。貯蔵品を使ってですね、いいましたら、そういうようなほうは工水でもされているわけなんですか。

水道課長 また、工水のところで概要説明も提案説明もいたしました。21年度については工水の修理はございませんでした。

- 3 番 貯蔵品のことに関しまして、上水では貯蔵品があるわけなんですけど、工水では貯蔵品がないわけです。まあ工水のほうはほとんど使われてないと思うんですけども、上水の貯蔵品を工水で使われると、こういうことがあるのかないのかないのんだけをお聞きしておるわけなんです。

水道課長 先ほども言いましたけど、21年はなかったと思います。その前につきましては、ちょっと私の記憶の中では使ったような記憶もございません。かなり前と思うんですけども、工水は貯蔵品を持っておりませんので、上水で使用したようなことはあったと思っております。

- 3 番 まあ本来なれば会計が違うんですけども、貯蔵品の伝票の差し替えというんですかね。そういう処理はしていただきたい。このようにお願いして、質問を終わらせていただきます。

議長 ほかにございませんか。

- 9 番 先ほど、今、宮内議員がお聞きになりました、その滞納の処理のところなんですけど、この説明資料の5ページを見ますと、平成元年度、平成6年度、平成10年度、平成12年度、平成13年度と、これが21年度中に1円たりとも動いていない。決算の全体、工水も含めまして、これまでこの6月の議会でいろいろ御指摘を申し上げましたが、かなり改善をされまして、いい決算ができておるといふうに評価はしておりますので、先に言うとかないかんですけども、まあそういうふうなことを申し上げて、お聞きをするんですけど、こういうふうなもんが、今申し上げましたところが全然その動いてないということですね。回収の努力はされておると、先ほど副町長の、滞納整理委員会というふうなお話もございましたが、されておると思うんですけど、この辺についてはどういうふうにしようとされとんのかね。先ほどは昭和の分を不納欠損みたいな話でしたかな。ほなら、もう昭和がこれでなくなりますね。もう当分平成やさかいに全然しまへんの、これは。どないしてんでっか。一遍まあその辺。

水道課長 先ほど、宮内議員のときにもお答えをいたしましたけれども、22年でこの分は不納欠損をしていきたいと思っております。予算同じく100万を積んでおりますけれども、3月に補正をさせてもらいまして、できるだけたくさん、このたび行方不明等々はつきましては時効という形で、この22年、23年、補正と一緒に増額補正をさせていただきます。

- 9 番 無理やりにせいと違って、いただくもんはね、何年かかってもなかなか一遍にね、いただくということは難しいと思いますのでね、集金に行かれたらね、なかなかもらえないのをもらってこないといかんわけですから、数字が、結果が出ませんと

ね、何しとったんや言われますしね。ようわかりますけども。ですからその辺をですね、無理やりにその不納欠損の処理をせえと言うんじゃなしに、正確なね、決算をするという意味でね、そういう可能性の高いものは、処理をされたらいかかと、こういうふうなことを申し上げておりましたね。よく御理解をいただきたいというふうに思います。

それから説明資料、この決算書の、説明資料の14ページに、水道事業の総括収支計算書が出ておりますね。これを見ますと、人件費が5,102万5,406円ということになっております。20年度が。21年度が5,412万5,002円ということになっておりました、291万9,596円ふえておるということですね。これずっと見ていきますと、補正もされて仕事が少なくなっておるはずですから、ですから人が余ってるん違いますかと、私はそんなことも申し上げました、以前ね。そういうふうな意味で、注目をして見てるわけですね。そうすると、20年度よりも21年度のほうがふえておると、大体ずっとこの割合を見ますと、三角があるんですが、ここは5.7というようなことになってるんですね。この理由ですね。何ゆえこういうことになったのか、まず御説明をいただきましようか。

水道課長 この人件費につきましては、原水及び上水費の関係でふえております。と言いますのも、20年度は職員が途中で中途退職というふうな形で、課長補佐がやめました。その関係の分は、21年は新たに異動で、その方が配置されたと、かわりの方がね。そういう形で人件費がふえておると、そういう状況です。

9番 わかりました。なるほど、じゃあそういうことですね。で、これを見ておりましたね、金曜日の提案説明のときに監査委員が、監査の意見書をお出しになりました。これを見せていただきますと、監査の意見書に、水道事業の業務実績と経営指標という、この表がついておりますけれども、一番下のところですね、給水収益に対する割合、うち職員給与費ということで、費用の、全部の費用の中に職員の給与費は幾らなんだという率が出ております。それが15%と、福崎町の場合は、全国平均が13.98と、同規模のいう説明でしたけども、1.1%高いというふうな指摘が、監査の代表監査からあったように思います。この数字を見てみますと、職員給与費というのは、4,514万2,319円になっているんですが、ここにこの説明資料の14ページに載っておる人件費というのは、5,412万5,002円ということですね。差が898万2,683円あるわけですが、これはどういうふうなところからこういうふうになって出てくるのか、監査委員さんおられますので、監査委員さんに聞いてもいいのですが、課長さんわかれば何ゆえこういうふうになっているのか、説明をしてください。

水道課長 この指標計算、監査委員が出されて、私とこがこれを提出して、計算式も出しました。そのときの職員給与は、ここに書かれておるとおりでございまして、今議員が言われますように、800万近くの差があるというふうなことでございまして、また少しちょっと時間をいただいて、ちょっと計算をします。

9番 約800万言いましたけど、約900万ですね。898万ですからね。そういうふうなところからしますと、この監査委員の業務実績と経営指標ですけれども、福崎町の実態は15%よりも高いと、これは7人で計算してありますからね。正職員が7人ということであろうと思うんですね。実際そうなってますから。898万ですと、まあ若い方ですと、2人ぐらいかなど思ったりしましてね。じゃあ実質9人かなと、そうしますとこの実態ですね、職員1人当たりの給水収益というふうなものが、その上の行ですね、さらに悪くなるということになるんですね、どうですか。

水道課長 この上の給水収益につきましては、給水の収益ということで、水道料金の収入で人数を割っております。そういう形で、今の職員給与費との関係はございません。

9 番 わかってますよ。だからこれをね、7人で割らずに9人で割ったらもっと減りますから、1人当たりの生産性が低くなりますね、言うとな。給料が高いけど、仕事をせえへんねんな言うとな。そういうこと今、お聞きしとるんです。この実態から見ますとね、実績から。これがですね、まあ何であとでいうことですので、あとでこの差額も教えていただいたら結構ですが、こういうふうな状況はきのうも、金曜日代表監査が指摘をされておりましたし、どういうふうに対応して、この課題を克服しようとするのか、お考えになっているのか、その辺をお聞きしたいというふうに思います。

水道課長 この今言われましたように、給水収益、ここ7人で割っております。私とこ、囑託入れまして7人、そして工水で1人、8人、合計職員8人おります。そしてまた給水収益につきましては、全国平均を見てみますと、全国平均が5,300万、そして福崎町が4,200万というふうなことで、これは給水収益を人数で割るというふうな形で、逆に言いますと水道料金が安いというふうな形になってこようと思っております。今後できるだけこの費用の節減というふうなことも考えまして、安定した水道事業に取り組んでいきたいと、このように思っております。

9 番 まあ安いということがあるのかわかりませんが、見方によっては私が申し上げたような、見方もあるわけですね。経営というような観点から見ますとね。そういうふうなところからしますと、これまでもいろいろお書きになっておりますが、そのアウトソーシングですね、その辺を具体的にね、検討がされておるのかどうか、やろうと検討する検討するが多いですけどね、これまでも。基本計画にも書いてありますわ。後期基本計画にも、そういうふうなことが書いてあります。きのう見ましたけどね。ですからその辺が、やっておられるのかどうかね。一遍お答えください、今の現状を。

水道課長 これは決算のたびに出てきますけれども、平成20年に地域水道ビジョンを策定しました。それに基づきまして、5年5年、10年計画を立てております。今のところ、この22年、20年、21年、22年、目標どおり整備事業に着手をしておると、そういう状況です。

9 番 先ほど、人件費の差額の、あとでということでしたが、この説明資料の14ページの需用費ですね、これも明細をちょっと見てたんですけど、ようわかりませんので、どこかに載ってますか、課長さん。この内容の明細は。

水道課長 内容の明細までは載せておりませんが、支出、これは3条予算、4条予算全部トータルをしまして、支出の合計、その例えば受水費とか減価償却、支払利息、そして建設改良費、企業債償還と、そして人件費、それらを除いた残りということになっております。

議長 しばらく休憩いたします。再開は13時といたします。

◇

休憩 午後0時00分

再開 午後1時00分

◇

議長 会議を再開いたします。

議案第35号、平成21年度福崎町水道事業会計歳入歳出決算認定について、豊國水道課長のほうから発言の申し出がございますので、許可をいたします。

水道課長 先ほどの資料14ページの人件費、それから監査委員に出しております業務指標の人件費の違いというふうなことで、御質問をもらっておりました。大きく違います一つの原因は、業務指標は決算統計の数値をそのまま使っております。決算統計の数値には、退職手当負担金は入れないというふうな形でうたっておりまして、退職手当は入っておりません。ただ、この資料14ページには退職手当が入っております。また、検診員の賃金につきましても、この資料には人件費ということであげておりますけれども、この業務指標には検診員の賃金はあげておられないというふうな形で898万某かの違いが出ておると、そういう状況でございます。

以上です。

議長 ほかにございませぬか。
9番 それじゃ、説明資料の7ページ、固定資産の明細書ということで出ております。これを見ますと、平成20年度末の現在高、21年度の増加額、減少額、21年度末現在高というふうな、ずっと各勘定科目ごとに出ておるわけですが、この20年度末の現在高ですね、土地と建物、金額が昨年の決算を見ておると、金額が違っております。確か、147,901,809やったと思いますね、土地がね。建物が55,600,646やったと思うんですが、理由はなぜか、ちょっとお聞きをしたんですが、この説明資料のね、信頼性ですね、いうふうな観点からしますと、これでいいのかどうか、お答えください。

水道課長 昨年の決算と対比しますと、1円違うというふうなことでございます。と申しますのも、平成20年に給食センターの用地を買いました。そのときには建物もついておりましたけれども、建物の価格はゼロというふうな形で、昨年の決算でも小林議員からそういうふうな質問をいただきました。決算終わりました、日本水道協会等にいろいろこう固定資産の関係、記帳の関係を相談しました。そういったところから、昨年の12月に人件費の補正をした、そのときにこの固定資産台帳の関係を1円、用地費から1円を引きまして、土地代は1,489万9,999円と、そして建物を1円というふうな、これは備忘価格と言うそうございまして、そういうふうな水道協会からの指導もございまして、昨年の12月に固定資産台帳の記帳をしまして、既に変更しておりました、昨年の6月の決算と、今回の決算を比較しますと、1円土地及び建物でこう金額が変わっております。

9番 それはお聞きをしましたので、この説明資料でいいんですかいうて聞いとんですよ、私は。

水道課長 先ほども言いましたように、昨年の12月からもう既に変わっておりますから、これで間違いはございません。

9番 21年、20年度の決算はね、20年度の決算は去年の6月の議会にかかってましてね、決算書もちゃんと出してるわけでしょう、あなた。ほんでその決算書を見ると、土地は先ほども言いましたように、下三桁が809になってますよと、で、建物が646になってますよと。ですから今あなたが御説明になった経緯がここに出ておたらですね、私は何も申しませんが、何もしないにね、突然ここへこの20年度末の現在高でこういう数字を書いていいんですかって言うているんです。

水道課長 ですから、何回も言いますように、その昨年の12月の人件費の補正並びに3月の補正と、もうそのとき既に直しておったというふうなことで、金額は1円違ってきております。決算との比較では1円違いますけれども、そういう形でもう既に昨年記載をしておると、1円の記載をしたというような形で変わってきておるといようなことで、特に間違いはございません。

9 番 あのね課長さん。余りかっとしたらあかん。冷静にならんと。私が言いよることがようわかってへん。そこにほんならね、課長さん。ようわかるように、ちょっと時間かかるけどね、あんたその20年度の決算書持ってるでしょ。一遍見てください。何と書いてあるか。固定資産のね、土地と建物が金額幾ら書いてあるか見てください。それがこの期に20年度末現在高いうて、この説明資料に書いてあるわけでしょう。わざわざ21年度中に同価額検証額いうてあるやないですか、残が、あんた。

水道課長 はい、えらいもう申しわけございませぬ。そういうことです。20年度、わかりました。いやもう、えらい申しわけございませぬ。1円がこう抜けておると、一生懸命でございまして、はい。これは訂正をさせていただきます。

9 番 まあそういうことで、わずか1円ですけども、やっぱり決算ですから、数字ですべてね、やりますので、ほんでその指摘があつて訂正されたんは、それで結構ですし、ちゃんと取り組みをされとんですからね、そういう経緯がやっぱりここでわかるというわけで、そういうふうになってませんのでね、御指摘を申し上げたということで、お尋ねをしたんですね。

もう1点お聞きをしたいんですが、千束水路の件です。千束水路の件ですが、今回も21年度にずっと見てみますと、千束水路改修工事に係る工事、これがずっと出ておりましたが、17ページですか、決算書の、あつたと思うんですが、保全工事というところでね、金額にしますと574万6,162円が計上されております。そのほかには、負担金として300万円が出ておりましたね、874万6,162円ですね、それと昨年度もちょっと見てみましたら、千束水路改修工事に係る工事3件ありまして、1,483万9,070円というのが合計したら出ております。ほかに山崎水路というのも出ておりました、去年は。それが5件で350万2,779円と、どちらも備考欄には去年の福田水源地というふうに書いてありました。これまでもこれ以外にも水道のほうから支出をしたのを記憶をしておるんですが、そこでお尋ねをするわけです。と言いますのは、姫路市が新聞報道をされました。うその報告をしとったいうことでね。悪意。まあそういうふうなことがあつて、その後篠山でも同様のことが報道されました。私、前からよくわかりませぬので、おかしいなと思ひながら、そのままになっておつたんですが、この際そういうふうなこともありましたんで、お尋ねをするんですが、この福崎町の、水道のですね、福田水源地と、その千束水路、山崎水路、このかかわりですね。どういうふうになっておんのか、何ゆえその水道事業が、その金を出していつて工事をするのか、その辺のところがよくわかりませぬ。と言いますのは、後期基本計画見ていまして、水源地の上流部の環境をようするんだというようなことが書いてありましてね、私は七種の部分のことだろうなというふうなことを思うわけです。で、どこを見ていまして、その辺のところの、今お尋ねをしておるような、福田の水源地とその千束水路、山崎水路、このかかわりがよくわかりませぬので、詳しくできれば図面でも出していただいて説明をしていただくと非常にありがたいと、こういうふうにするんですが、いかがでしょう。

水道課長 千束水路の改修工事は昨年から始まりました。平成20年と21年と22年というふうなことで、千束水路の工事が始まりました。そういう関係上、千束水路の一番上流にその樋門がございまして、工事中は水を下流のほうへ、七種川のほうへ送ってもらえないというふうな状況で、渇水期になりますとどうしてもこう七種川の水が少ないというふうなことから、工事中も水を送るというふうな工事を、昨年ポンプを購入しまして、ポンプから工事期間中、先ほども説明しまし

たけども、工事期間中の送水管というのを設置しまして、去年は、今議員言われましたように、1,800万ほど使いました。そして21年度も工事が始まりました。その関係で、ポンプはもう昨年買っておりましたから、送水管の敷設がえと、工事に合わせまして1回2回というふうな形で、今回こういうふうな費用が出ております。また補償費の300万というのは、覚書がございまして、3集落、千束水路、山崎集落、福田集落、馬田集落というふうな覚書がございまして、事業費の5%を補助するというふうな町と覚書を交わしております。その関係上、去年の6,000万の工事で5%、300万を支払っておるというふうな状況でございまして。非常にこう何回も言いますが、七種川の水だけでは福田水源地が渇水期になりますと水が不足するというふうなことで、千束水路の水、ちょうど私の家を御存じですか、家の前にちょうど千束水路が流れております。そこへ流れてくるというふうな状況で、七種川へ流れて、それがずっとこう流れて水源地に入ってくると、そういうふうな状況で、非常にこう助かっておるといふ状況です。

9 番 先ほど午前中に、水道料金が安いからやというふうな答弁もありましたけれどもね、これを余りあれするとですね、水道料金が町民の皆さんに上がって、いうことになるかわかりませんが、その辺のところは先ほども言いましたように、姫路市とか篠山市とかね、そういうたぐいの問題に発展する可能性はあるのかなのか、その辺のところを危惧しますのでお尋ねをしておるとこなんですが、どうでしょうか。

水道課長 福田水源地は河川の表流水等は一切取っておりません。あくまでも井戸、地下水というふうな形で、姫路市と篠山市の状況とは全くこう違います。

以上です。

議長 ほかにございせんか。よろしいですか。

(「ありません」の声あり)

議長 ないようでございまして、本案に対する質疑を終結いたします。

次に、議案第36号、平成21年度福崎町工業用水道事業会計歳入歳出決算認定について、ご質疑がございましたらどうぞ。

ありませんか。

9 番 これはまあ昨年度は欠損が出ておるといふことで、何年か続けて出ておりますので、そういう御指摘をいたします。今年度はうまく経営をされて、黒になったわけですね。経費の節減に努めて利益を得ることができました。まことに喜ばしいことであると、やればできるもんやなあと思ひまして、感心しております。よく頑張られたというふうに思っておるわけですが、ただ1点気になりますのは、この有収率ですね、有収率が大きな工事もなしに、漏水事故もなかった、それなのにこの工水の10ページ見ますと、17年度ぐらいですと、98.7、99.0、この辺で推移しとったんですね。それが、94.6というふうなことになっておるわけですね。これの理解ができないんですがね。大きな漏水事故もなかったし、大きな工事もなかったし、頑張っただけで下がったか、ようわかりませんので説明を。

水道課長 今、議員言われるように、大きな漏水事故もありませんでした。この2行目にも書いてますけども、漏水事故や機器の故障もなくいふことで、21年は黒字という決算を組んでおります。そして今、有収率の問題を指摘されましたけれども、21年度は貯水池を清掃いたしました。その関係上、若干水を捨てたというふうな状況で、有収率が下がってきたと、こういう状況です。

議長 ほかにございせんか。よろしいですか。

1 3 番 工水の業者別の使用量についてお尋ねを若干していきたいというふうに思います。説明資料の17ページを見ていますと、整理番号13番、これが非常に契約水量に比べまして水道の使用量が約3倍使っているわけですね。そして、これが要するに年間の使用日数が361日で計算されまして、基本料金がこの13番見ていると、28万8,800円と、いうふうな形になっているわけです。しかしながら、この業者におきましては、この平成21年度の使った量が非常に多いわけですね、7万2,610立方、そして使用料金が216万2,070円というふうな形になっているわけですが、この辺について若干ちょっと問題があるんじゃないかなという感じがするわけですね。契約水量をはるかに上回った水を使っておるといことですが、この点についての説明をお願いいたします。

水道課長 このナンバー13番の関係ですかね。このことにつきましては、日量が契約は50立米でございます。そして契約水量どおり使うと年間2万というふうなことになりますけど、2万弱ということになりますけれども、かなりオーバーして使われておるといふうな状況でございます、このなぜこうなったかというふうなことにつきましては、ちょっとこう詳しく調べておりません。申しわけございません。

1 3 番 これはいささか契約違反ではないかなという感じがするわけですね。工水そのものは契約に基づいて水量の供給もしているというふうに思うわけです。そしてこれが確か契約水量の若干の10%、20%の増量ぐらいでしたら問題はないわけですが、このような形でもって数字があがってくると、これは調査すべきことではないかなという感じがするわけですね。そいつは、この計算上だけでもってあげといて、何も調査してないというのは、これいささか問題があるというふうに私は思っているわけですが、やはりこの点はしっかりと調査をしていただいて、そしてその契約量の変更を、即してもらいたいというふうに思うんですが、その点についてはどうでしょうか。

水道課長 はい、一度この契約水量、そしてまた使用水量等々、これ30社あります。一度すべてよく精査をしていきたいと、このように考えます。

議長 しばらく休憩いたします。再開は13時40分といたします。

◇

休憩 午後1時20分

再開 午後1時40分

◇

議長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

議案第36号、平成21年度福崎町工業用水道事業会計歳入歳出決算認定について、水道の豊國課長のほうから発言の申し出がございますので、許可をいたします。

水道課長 この資料の17ページに、今、富田議員言われるように、契約水量が超過しておる業者が三つ四つ、三つ、まだちょっとチェックしておりませんが、ございます。と言いますのも、この使用料金の一番下の合計、本年度は49万4,415立米送水をしておりまして、それを361日で割りますと1,369トンということで、能力が2,000トンございます。余裕がございまして、その料金制も3部で料金ももらっております。契約水量の基本料金が立米16円、それから従量料金、これは実際使った水が11円、そして超過料金、これは約3倍、36円もらっております、トータルでしますと2,000トン、まだ若干余裕がございます。そういった関係上、この3社については、お願いはしてみますけれども、超過料金もそういうふうな3倍からもらっておるといふうな状況で、

2,000トンの余裕がまだ若干ございますので、こういう形にしていきたいと思っております。

- 1 3 番 全体で見ると、そら確かに容量ありまして、問題ないと思います。しかしながら、この契約は個々の会社と契約されているわけですね、その点を考えますと、やはりこの13番においては、日に30、50ですね、50立米、そして年間361日掛けたものが計上されております。1万8,050立米という形でもって契約されているわけですね。そして、これにおきましては、この条例のほうにもしっかりと書いてあるわけですね。課長、今、条例持っていますか。この工水の条例に、書いてあるわけですね。やはり、使用者は自己の都合により工業用水道の使用開始日を延期し、または使用を休止しようとするときにはあらかじめその旨伝えるということですが、容量においても、やはりこれを超えるときには、あらかじめ届け出なければいけないということが書いている感じがするんです。ですからそれは、これがこのたびたまたまこのような状態で、先ほども言いましたように、10%、20%ぐらいのオーバーでしたら、これは私は問題なく見逃していました。しかし、このたびは3倍以上の契約水量の量を使っているわけなんです。この点がやはりこう問題をしているわけです。ですからこの点について、やはりこの決算という形でもって出している以上は、この水道料金も全部これ明記されておりますのでね、その点もやっぱりこうしっかり調べた上で、計上するのが務めではないかなというふうに思いますが、その点はどの程度調べましたか。

水道課長 この13番の会社につきましては、昨年も7万5,350と、そしてそのもう一つ、1年前につきましても7万5,180ということで、毎年契約水量よりかなり超過料金でもらっておるといふような状況でございまして、かなり前からこういう状況です。

- 1 3 番 ですからですね、その工水の16条にはその旨書いてあるんですね。例えばその町長はですね、給水の適正を図るため、必要があると認めるときには、その使用者に対し給水施設及びその使用方法の改善等の措置を指示することができるとなっておりますので、やはりこれは考え直しますと、契約水量を変更しなければいけないんじゃないかというふうに思うんですが、その点についてはいかがでしょうか。

水道課長 この決算書12ページをお願いします。決算書12ページには、工水の水源地ということが書いてございます。ここで言いますと、第1水源地、これは新町の水源地で2,000立米、そしてその下が第2水源地、これは高橋の水源地でございまして、これはもう使っていないということで、能力が2,000というふうなことでございます。この2,000を契約で見直して協議をしたらいいんですけども、2,000がかなりこう契約水量で変わってくるというふうな状況で、いたしまして、なかなか能力がないのに、そういう契約もなかなかできないと、非常にこう苦しいような状況でございまして、そこを何とかこう御理解願いたいと。

- 1 3 番 全体を通しては問題はないんです、全体を通しては。余裕がありますので。ですけども、個々においてはそういう契約をしている関係上、やはりちゃんとしたその指示をしっかりとしていながら、やはりこう改正できるものは改正して、そして全体を通して、年間で2,000トンですか、それぐらいの量に収まるように計算し直したらいいん違います。その点どうですか。

町長 今のところでそんなに矛盾を起こしているというわけではありませんので、今の状況が続けてまいりたいと、このように考えております。これが全くオーバー

してしまって、送水能力が過ぎてしまっているとか、そういうことではございませんで、一定の契約料金ありますが、契約の超過料金等ももらっていて、工業用水道会計が、今のところ順調かどうかは別にいたしまして、進んでおりますので、この状況で進めていきたいと、このように思っております。

1 3 番 私はね、このことが全体を通して全部反映させてくんじゃないかなという感じがするわけですね。例えば、町の一般会計におきまして、約70億円の予算を組んでおります。しかしながら、これを3倍を超える210億円の一般会計でありましたらですよ、これは日本国全体においてはそら問題ないかもわかりません。しかし1自治体として考えるならば、これは問題あるんじゃないかなというふうに考えるわけですね。先ほど吉識議員の1円の問題もそうなんですけども、やはりこういうことをしっかりとやっていくことが、やはり私は行政の役目ではないかなという感じもするわけなんです。ですからこの辺は、改められるところはしっかりと改めてもらって、今後のそういうふうな契約に対して生かしてもらいたいなというふうに思います。

以上です。

議 長 ほかにございますか。

1 1 番 ただいまの議論は別の角度からもまた検討して、検討と言いますか調べてほしいのですが、環境対策として瀬戸内に絡むところは1事業所からの排水の規制がございまして。従って、そういう面からもどうなのかということですね。ちょっと整合性を保ちながら、どんなふうな仕事にそれだけ水を使っておるのかということも含めてやっていただかないと、ただ単に工業用水の契約水量云々のだけの問題ではないというふうに思うんです。各工場の設置の年度によっては、それぞれ瀬戸内規制がだんだんと厳しくなっておりますから、工場ごとに規制の対象水量というのは違うと思いますけれど、当該工場はどれだけの排水総量が認められておるのかということとの整合性も、生活課と課は隣ですから、よく打ち合わせてやってもらいたいなと思います。

町 長 いろんな角度から検討をしなければなりませんので、富田議員の言われたことも全然考慮しないというわけではありませんけれども、今まで会計という範囲の中で見ますと、舞が回っているという状況であります。今、小林議員が言われた事柄については、上級の法律等もございまして、十分検討しながら進めてまいりたい、このように思います。

議 長 ほかにございますか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

次に、議案第37号、平成21年度福崎町水道事業剰余金処分について、御質疑がございましたらどうぞ。

ありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

次は、議案第38号、福崎町道路線の認定及び廃止について、御質疑がございましたらどうぞ。

1 1 番 議案の別紙で見ると、文珠荘線はどこが変わって、廃止をし、そしてまた認定するという、それがなぜ必要になってくるのか、このところを私はちょっとよくわからないということになりますんですが。

まちづくり課長 今回、北野加治谷線の整備に伴ってございまして、北野加治谷線の終点付近で文珠荘線と接続するわけなんですけども、今現在、文珠荘線につきましては、その交

差点部分の手前が終点となっておりますので、この接続する交差点の面積の拡大、延長をふやすということでこの認定廃止、文珠荘線もなっております。結論的には延長を伸ばすということにしております。

- 1 1 番 議決に必要な添付資料ではないと、添付資料といいますか、議決対象の別紙、資料の表には、これはもう1913番の1から1819の1というこの番は、番号は、こう上も下も一緒なわけですからね、ですからその関連の資料だけ差しかえということであって、こういう議案にする必要があるのかなということをやちょっと思っただけの話ですけど、はい。

まちづくり課長 この地番は大きな山で、この地番は広い面積を有しておりますので、同じこう地番となっておりますが、全体のネットワークとして今回こういうふうにつながるといってあげさせていただいております。

議 長 ほかにございませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

- 6 番 私からは、議案第39号、工事請負契約について、御質疑がございましたらどうぞ。私からは、議案第39号、工事請負契約について、質疑をいたします。

田原第3汚水幹線管渠工事の第2工区の入札についてでございます。この入札には14の企業が応札され、そのうち9もの企業が失格となっております。落札の金額は8,137万5,000円で、失格者の最低価格は7,235万5,000円です。その差が何と903万、1割強ございます。昨年度の1年間の下水に係る入札を見てみますと、21年11月の20日に長目雨水幹線の工事、これにつきましては、8社応札があつて失格4社、その差が745万です。次に22年2月22日、八反田西地区下水道面整備、第1工区、第2工区、第1につきましては16社が応札があつて失格者5社、差は320万、第2工区が15社で失格者5社、差が250万となつてございます。当然入札ですから、予定価格を設定され、工事の確実な履行を図ることから、最低価格を設けておられるということは十分理解できますが、この最低価格がもう少し低ければ、もっと安い価格でこの工事が実施できるんじゃないかと思っております。財政事情の厳しい折ですから、いま一度その入札制度について検討されるべきと思いますが、今回の入札結果をどのように評価されてるのか、また半数以上の失格の原因についてもお尋ねをいたします。

下水道課長 この公共下水道の関することでもありますが、この公共工事の発注に当たりましては、透明性でありますとか公平性、また競争性というのは重要な課題であります。指名競争入札から一般競争入札方式への導入へと移り変わってまいりました。一方では、議員御指摘のような確実な施行、契約の履行と品質の確保は重要な課題と思っております。最低制限価格の設定は、設計書における直接工事費や共通仮設費また、施行条件などを考慮して定めており、一定の品質を確保した工事の完成ができるとするラインを設定したものと考えております。

この結果なんですけど、失格者が多いということ、それもこういう形になるとは、こちらも予想はしていないわけでありました。しかし、あくまで受注競争の結果としてとらえております。それと原因ということですが、国土交通省では、公共工事の品質確保等への悪影響が懸念されるような実態を踏まえて、最低制限価格及び調査基準価格の引き上げを実施しております。また、これを地方自治体にも求めております。兵庫県も同様の対応をしておりますのと、福崎町におきまして、こういう引き上げということも行ってきたところでございます。こういうことも一因になっているのではと考えております。

6 番 入札の公平性、透明性あるいは競争性、そういうようなことをしつつ、指名競争入札から一般競争入札に切りかえ等されたと、ただいまの答弁によりますと、国、県の指導はもっと最低価格の引き上げを指導されておるとい、そういう答弁だったと思いますが、私は限られた財源であって、これがやはり町民の税金であることから、同じ価格で工事が確実にあるいはスピーディーにあるいはでき上がりもきちっとした工事ができるのであれば、やはりそこは競争性を十分意識していただいて、安く工事をしたらそれに越したことはないと思います。

例えば今、他都市で実施されています低入札価格調査制度でございますけれども、これは入札があった低い5社、下から低い5社の平均の85%を低入札価格調査基準額として、この基準額以下の入札であっても、その工事がただいま申し上げましたように、適正に確実に施行が可能かどうか、町がその積算根拠等を調査して基準以下の業者であっても、その契約が確実に履行されとなれば、その業者を落札者として決定すると、こういった制度でございます。この制度の目的は、やっぱり契約の履行確保とダンピングの防止を図る目的も一方でありますし、仮に1社のみがかなり低い価格の応札があったとしても、それは当然排除されますので、今回のケースに当てはめて見ますと、その14社中9社の平均価格、9社、失礼しました反対ですね、失格となった金額の最低業者5社を、その平均入札価格をはじきますと、7,574万です。その85%は6,438万。これが最低価格の調査基準額となる。したがって、失格者の今回のケースでしたら、失格者の全員がこの基準以上になるわけです。で、その中から、先ほど申しましたような、正確性とか品質の内容等を十分精査していただいて、これならそういった価格でも十分工事は施工可能であると、そういう判断された場合には、その業者が落札者となります。今回のケースに置きかえますと、約900万の差が出てまいります。

それとはまた全くこう反対の入札の制度をしますけれども、これと全く逆で、その最低価格よりも高い入札額であっても、契約内容を総合的に評価することによって、さらに高い契約の内容が確保できると、すばらしい工事施工ができると、そういった場合には、そういう高い業者を落札するような、そういった入札制度も一方ではあります。ですから今回、失格者が非常に多いという入札の制度も含めて、あるいは最後に申しました、そういう総合評価制度、そういったことも一度この福崎町の入札制度について、改めてよく御検討いただきたいと思いますが、そのお考えをお尋ねいたします。

町 長 入札のこの結果を見まして胸が痛まないかと言われますと、やはり痛みます。それは皆さんのと同じような見解を持つわけでございます。したがって、入札制度は本当にそのときそのときいろんな研究をして臨まなければならないということの一つのあらわれであろうと思ひまして、公平性をきちっとやると同時に、今言われましたような効率性もきちっと考えて進めるということが大事だと思っておりますので、志水議員の言われました内容も、検討を進めてまいりたいと、このように思っているわけでありまして、先ほど後藤課長も申しましたけれども、国、去年の日は忘れまして、国、県の指導がありまして、大体5%、数%の引き上げをやらなければならないという指示等もございまして、そうしたことにつきましては、業者関係にきちっと通知を申し上げ、あるいは面接して、そうした旨を伝えたかもわかりませんが、そこはよくわかりませんが、しかし業者の方々は、そうしたことではなしに、以前と同じような形で入札をされてきたのかなという思いがあります。私たちといたしましては、国、県の指導に従うのか、一般的なそういうふうな安いところで進めていくのかというこ

とです。ですから入札制度は、今、志水議員が言われましたように、常に研究をしていく必要があると思っております。参考にさせていただきたいと思っております。

議 長 ほかにございませんか。
1 1 番 夜間工事と言われましたが、時間は何時から何時までを予定されておるのか、その周囲の住家に対する影響等はそんなに出ないというふうに想定をされておるのかどうか、それから工期の関係は、12月24日となっておりますけれども、これで十分なのかどうか、それらについてお願いをいたします。

下水道課長 一つは夜間工事の時間帯ですが、夜9時から明朝5時まで、次の朝5時までという時間帯で設定をしております。

それから、周囲への配慮というところですが、確かに夜中の工事でございます。できるだけ騒音対策というのは機械側でそういう処理の機械を使うというところは当然のことであると考えております。

それと工期のほうですが、今のところこの工期でいけるものと思っております。しかしながら、地下部分の工事でございますので、工事始まってからの状況も一つは加味する部分が出てくるやも知れませんが、そういうふうに対応したいと思っております。

議 長 ほかにございませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

次に、請願第2号、(旧)福崎保育所跡地を町立の公園化にする件について、御質疑がございましたらどうぞ。

ありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

以上をもって、本定例に付議されましたすべての案件に対する1件ごとの質疑を終結いたします。

日程第3 討論・採決

議 長 次の日程は、あらかじめ御了承を願っております議案第29号、中播公平委員会委員の選任について、議案第39号、工事請負契約についてでございますが、委員会付託を省略し、本会議においてただいまから即決をいたしたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 御異議なしと認めます。

よって、議案第29号、中播公平委員会委員の選任について、議案第39号、工事請負契約については、本会議において即決することに決定をいたしました。それでは、討論・採決を行います。

議案第29号、中播公平委員会委員の選任について、討論がございましたらどうぞ。

ありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、討論を終結し、採決を行います。

議案第29号、中播公平委員会委員の選任について、原案のとおり同意することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。
よって、議案第29号については、原案のとおり同意することに決定をいたしました。
次に、議案第39号、工事請負契約について、討論がございましたらどうぞ。
ありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、討論を終結し、採決を行います。
議案第39号、工事請負契約について、原案のとおり可決することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。
よって、議案第39号については、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

日程第4 選挙管理委員及び同補充員の選挙

議 長 次の日程は、選挙管理委員及び同補充員の選挙であります。
このことにつきましては、福崎町選挙管理委員会委員長・大杉幸夫氏から任期満了による改選事由について、御連絡をいただいております。その任期は、平成22年7月10日となっております。よって、本日の会議で選挙を行うものであります。

それでは、お諮りをいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 御異議なしと認めます。
したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定をいたしました。
重ねてお諮りをいたします。指名の方法については、議長が指名することにし
たいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 御異議なしと認めます。
したがって、議長指名することに決定をいたしました。
初めに選挙管理委員の指名でございます。
福崎町東田原1239番地1 三輪一朝君
福崎町八千種3809番地 上田裕保君
福崎町福崎新88番地1 志水 保君
福崎町田口156番地 松岡政行君
以上の4名を指名いたします。
ただいま指名をいたしました三輪一朝君、上田裕保君、志水保君、松岡政行君
を選挙管理委員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 御異議なしと認めます。
したがって、ただいま指名をいたしました三輪一朝君、上田裕保君、志水保君、
松岡政行君が選挙管理委員に当選されました。
次に、選挙管理委員補充員でございます、同じく指名をいたします。
第1順位 福崎町西田原1591番地 松岡宏信君

第2順位 福崎町八千種2106番地1 西村隆代君
第3順位 福崎町高岡1837番地2 宮下 博君
第4順位 福崎町馬田132番地1 植岡和彦君
以上の4名を指名いたします。

ただいま指名をいたしました松岡宏信君、西村隆代君、宮下博君、植岡和彦君の4名の諸君を選挙管理委員補充員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 御異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名をいたしました、第1順位 松岡宏信君、第2順位 西村隆代君、第3順位 宮下博君、第4順位 植岡和彦君が、順位のとおり選挙管理委員補充員に当選されました。

これをもちまして、選挙管理委員及び同補充員の選挙を終わります。

日程第4 委員会付託

議長 次の日程は、委員会付託であります。

それでは、議案第30号から議案第38号までの議案9件及び請願第2号を、それぞれの委員会に付託をいたします。

議案第30号、議案第31号、議案第32号は総務文教常任委員会に、議案第33号、議案第34号、議案第35号、議案第36号、議案第37号は民生常任委員会に、議案第38号は産業建設常任委員会に、請願第2号は産業建設常任委員会、以上のとおり付託をいたします。

よって、総務文教常任委員会は3件、民生常任委員会は5件、産業建設常任委員会は2件、以上10件をそれぞれの委員会に付託をいたしますので、よろしくお願いいたします。

以上で、本定例会2日目の日程はすべて終了いたしましたので、本日はこれにて散会することにいたします。お疲れさんでございました。

散会 午後2時10分